

# 猪名川町障がい者(児)福祉計画

(令和6年度～令和11年度)

第5次障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

## 素案

令和6年●月

猪名川町

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって.....              | 1  |
| 1. 計画策定の背景と趣旨.....              | 1  |
| 2. 計画の位置づけ.....                 | 6  |
| 3. 計画の期間.....                   | 7  |
| 4. 計画の推進・管理体制.....              | 8  |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題.....      | 9  |
| 1. 統計等からみる現状.....               | 9  |
| 2. アンケート調査結果からみる現状.....         | 15 |
| 3. 団体ヒアリング調査結果からみる現状.....       | 29 |
| 4. 第6期障がい福祉計画におけるサービス等の状況.....  | 31 |
| 5. 第2期障がい児福祉計画におけるサービス等の状況..... | 41 |
| 6. 障がい者施策の課題.....               | 44 |
| 第3章 計画の考え方.....                 | 47 |
| 1. 基本理念.....                    | 47 |
| 2. 基本目標.....                    | 47 |
| 3. 施策の体系.....                   | 48 |
| 第4章 施策の展開.....                  | 49 |
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....    | 49 |
| 2. 相談支援体制の強化.....               | 51 |
| 3. 福祉サービスの充実.....               | 52 |
| 4. 安心・安全な生活環境の充実.....           | 53 |
| 5. 療育・保育・教育の充実.....             | 55 |
| 6. 保健・医療の充実.....                | 58 |
| 7. 雇用・就労の充実.....                | 62 |
| 8. 社会参加の促進.....                 | 64 |
| 第5章 障がい福祉計画.....                | 67 |
| 1. 令和8年度の数値目標.....              | 67 |
| 2. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策.....      | 71 |
| 3. 地域生活支援事業の見込量と確保方策.....       | 75 |
| 第6章 障がい児福祉計画.....               | 83 |
| 1. 令和8年度の数値目標.....              | 83 |
| 2. 障がい児を対象としたサービスの見込量と確保方策..... | 84 |

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

国は、障がい者基本法第11条第1項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本計画（第5次）を策定しました。この計画は障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置づけられています。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、障害者基本計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

障がい者基本法第1条は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定しています。

### 国の「障害者基本計画(第5次)」

「障害者基本計画(第5次)」は障害者基本法の目的の達成と以下に掲げる

社会の実現にも寄与することが期待されている

#### 障害者基本法の目的

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する

↑ 目的の達成

「障害者基本計画(第5次)」

↓ 社会の実現

#### めざすべき社会

- ・ 「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・ 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)の理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・ デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障がいの有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・ 障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

本町では、平成 18 年 3 月には障害者自立支援法に基づく「第 1 期猪名川町障がい福祉計画」を策定し、また、平成 19 年 3 月に障害者基本法に基づく「第 2 次猪名川町障がい者計画」を策定し、版を重ね、令和 3 年 3 月に「第 4 次猪名川町障がい者計画」、「第 6 期猪名川町障がい福祉計画」、「第 2 期猪名川町障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。

本町では、これらの計画に基づいて障害者施策を総合的に推進してきましたが、障がいの有無に関わらず、誰もが安心して充実した生活を送ることのできる社会の実現には、まだ多くの課題が残されています。これまでの町の計画期間が終了することから、国や県の動向を踏まえ、本町における障がいのある人の福祉のまちづくりをさらに推進するため、「第 5 次猪名川町障がい者計画」、「第 7 期猪名川町障がい福祉計画」、「第 3 期猪名川町障がい児福祉計画」を「第 3 期猪名川町障がい者（児）福祉計画」（以下、「本計画」という）として一体的に策定します。

■ 障害者関連法整備の主な動き（「障害者自立支援法」施行以降）

| 年       | 主な動き  |
|---------|---|
| 平成 18 年 | <p>「障害者自立支援法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体、知的、精神の3障がいのサービスを一元化</li> <li>・応能負担から応益負担へ 等</li> </ul> <p>国連総会で「障害者権利条約」を採択（12月）</p>  |
| 平成 19 年 | 日本が「障害者権利条約」に署名（9月）   |
| 平成 21 年 | <p>「障害者雇用促進法」の改正・施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大 等</li> </ul>   |
| 平成 23 年 | <p>「障害者基本法」の改正・施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、教育・選挙における配慮を規定 等</li> </ul>   |
| 平成 24 年 | <p>「障害者虐待防止法」の施行（10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報義務、立入調査権を規定 等</li> </ul>  |
| 平成 25 年 | <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等</li> </ul> <p>国において「障害者基本計画（第3次）」策定（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本原則の見直し、障がい者の自己決定の尊重を明記</li> <li>・計画期間の短縮 等</li> </ul>  |
| 平成 26 年 | <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の改正・施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等</li> </ul> <p>日本が「障害者権利条約」を批准（1月）</p>  |
| 平成 28 年 | <p>「障害者差別解消法」の施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、差別解消の取り組みの義務化 等</li> </ul> <p>「改正障害者雇用促進法」の施行（4月）<br/>（一部、平成 30 年4月施行予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等</li> </ul> <p>「成年後見制度利用促進法」の施行（5月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用促進等の設置、利用促進に関する施策 等</li> </ul> <p>「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行（8月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等</li> </ul> |

| 年       | 主な動き  |
|---------|---|
| 平成 30 年 | <p>「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部施行（4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等</li> </ul> <p>障害者基本計画（第4次）閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的方向は、2020 東京パラリンピックを契機とした社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進、障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保 等</li> </ul> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行（4月 ※一部H28 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設</li> <li>・保育所等訪問支援の支援対象の拡大、重度訪問介護の訪問先の拡大</li> <li>・共同生活援助（日中サービス支援型）の創設 等</li> </ul> <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の成立（5月）</p> <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（6月）</p> <p>「ギャンブル等依存症対策基本法」の施行（10月）</p> <p>「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」の施行（12月）</p> |
| 令和元年    | <p>精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き（3月 ※令和2年に更新）</p> <p>「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表（3月）</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定</p> <p>「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立（6月）</p> <p>「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）の施行（6月）</p> <p>農福連携等推進ビジョン取りまとめ（6月）</p> <p>就学前の障害児の発達支援の無償化（10月施行）</p>  |
| 令和2年    | <p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」施行（6月 ※一部R3 施行）</p>   |
| 令和3年    | <p>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会」報告書取りまとめ（3月）</p> <p>「障害者差別解消法」の改正（5月 ※R6 施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加</li> <li>・事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化</li> <li>・障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化 等</li> </ul> <p>「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行（4月 ※一部除く）</p> <p>「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」の施行（9月）</p>  |

| 年    | 主な動き   |
|------|--|
| 令和4年 | <p>「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション推進法）」公布・施行（5月）</p> <p>「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の成立・公布（12月 ※R6施行(一部除く)）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実</li> <li>・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進</li> <li>・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備</li> <li>・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 等</li> </ul> |
| 令和5年 | <p>障害者基本計画（第5次）閣議決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的方向は、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応</li> <li>・ 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保</li> <li>・ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえた施策の推進 等</li> </ul>   |

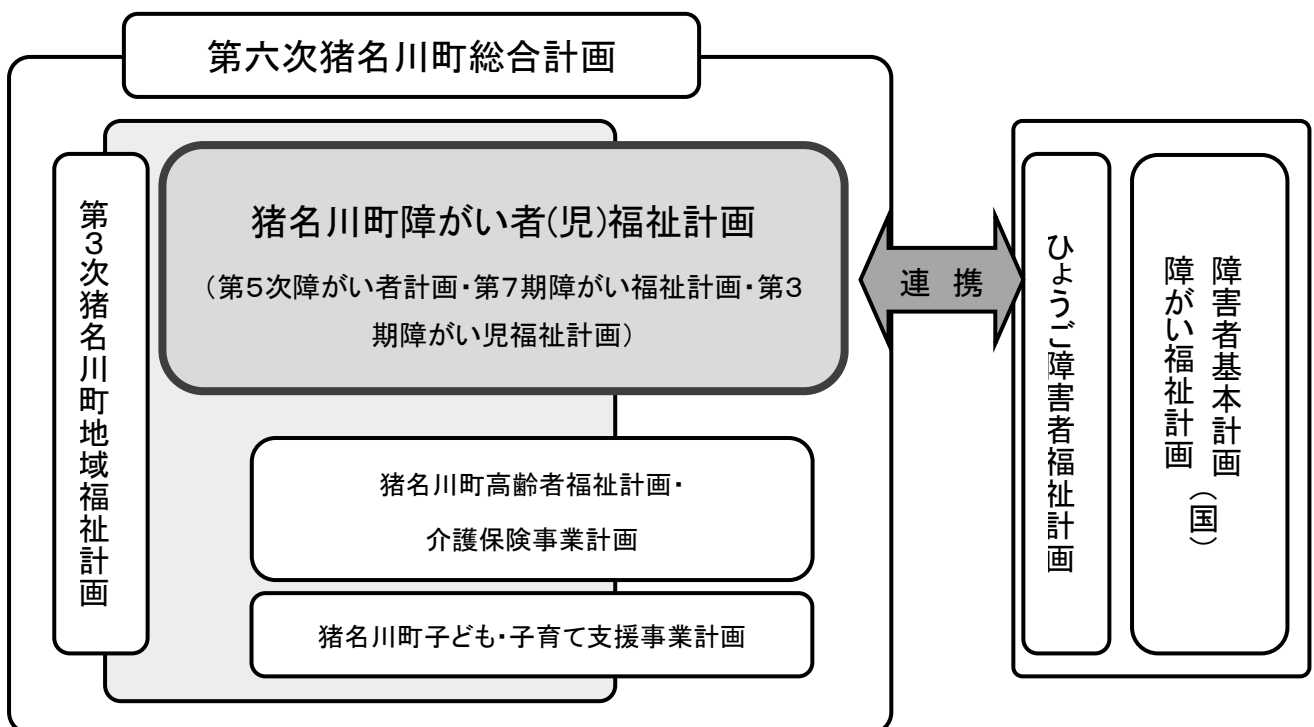
## 2. 計画の位置づけ

本計画は、以下の法律に基づき策定されている法定計画です。

|            | 内容   | 根拠法   |
|------------|--|---|
| 市町村障害者計画   | 障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本町の障がい者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な取り組みを示すものです。                             | 障害者基本法(昭和45年法律第84号)<br>第11条第3項                        |
| 市町村障害福祉計画  | 障がい福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画として規定されており、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)<br>第88条第1項 |
| 市町村障害児福祉計画 | 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保や各年度における指定通所支援または指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等について計画的に整備するためのものです。        | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)<br>第33条の20第1項                     |

※児童福祉法で「児童とは、満18歳に満たない者をいう」(児童福祉法第4条)と定義されています。本計画も児童福祉法の定義に則り、18歳未満の方について児童と表記します。

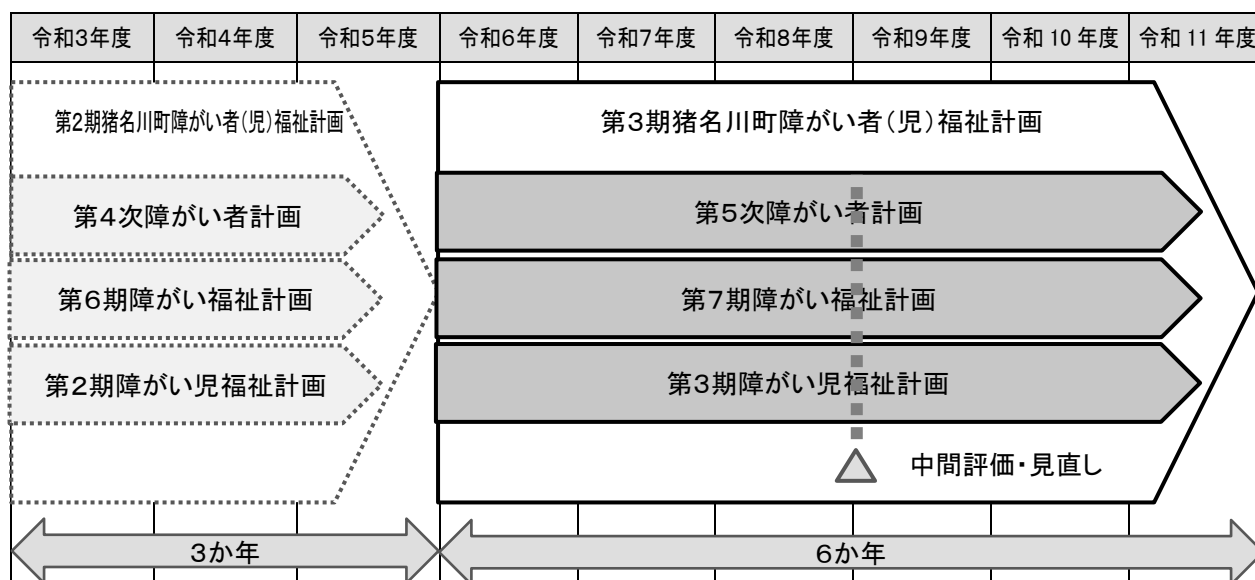
### ■他計画との関係





### 3. 計画の期間

本計画は、障害者基本法に基づく「第5次障がい者計画」と障害者総合支援法に基づく「第7期障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく「第3期障がい児福祉計画」を「第3期猪名川町障がい者（児）福祉計画」として一体的に策定するものであり、各計画の整合性を図りつつ、令和6年度～令和11年度の6年間で1つの期間とします。



#### 【計画期間について】

本計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、これまで3年間としてきましたが、「第3期猪名川町障がい者（児）福祉計画」から6年間に延長しました。

これは、国が市町の要望を踏まえ、基本指針における「3年」の規定を「柔軟な期間設定を可能」に変更（令和5年5月19日告示）したことを受けたものです。

## 4. 計画の推進・管理体制

### (1) 施策の推進

住民・行政・各種団体・事業所・関係機関等の様々な主体が社会の一員として連携を図る中で、多様な主体の特性を活かしながら参画と協働の下にこの計画を推進します。

施策・事業の実施にあたっては、障がいのある人とその家族のニーズを的確に把握しながら、重要性・緊急性を勘案の上、実施に努めます。

計画を全庁的に推進するため、関係各課との連絡会議を適時開催し、施策間の連携を図ります。

「猪名川町障害者自立支援協議会」を中心として、保健・福祉・医療・教育・雇用等、幅広い分野にわたる関係機関・団体が役割を相互に承認し、連携できる体制を構築します。

### (2) 進行管理と点検・評価

進捗状況については、年度ごとに進行管理を実施して庁内関係各課の取り組み状況を確認するとともに、制度改正等の年次修正を図ります。また、猪名川町障害者自立支援協議会に適時報告を行い、点検・評価を行うとともに、協議会からの意見・提言を踏まえて施策展開を図ります。

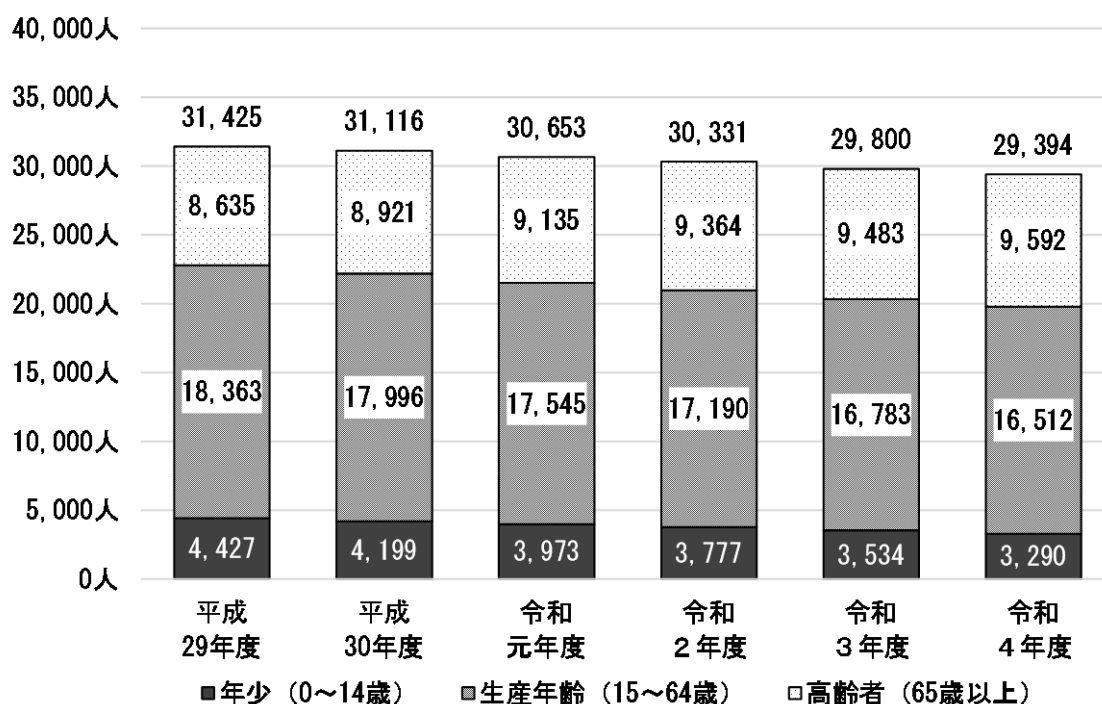
## 第2章 障がいのある人を 取り巻く現状と課題

### 1. 統計等からみる現状

#### (1) 総人口の推移

本町の総人口は、令和4年度末では29,394人となっています。平成29年度から令和4年度まで総人口は減少傾向で推移しています。

年齢3区分別では、「高齢者人口」は増加、「年少人口」は減少し、少子高齢化が進んでいます。また、現役世代の「生産年齢人口」は減少しています。

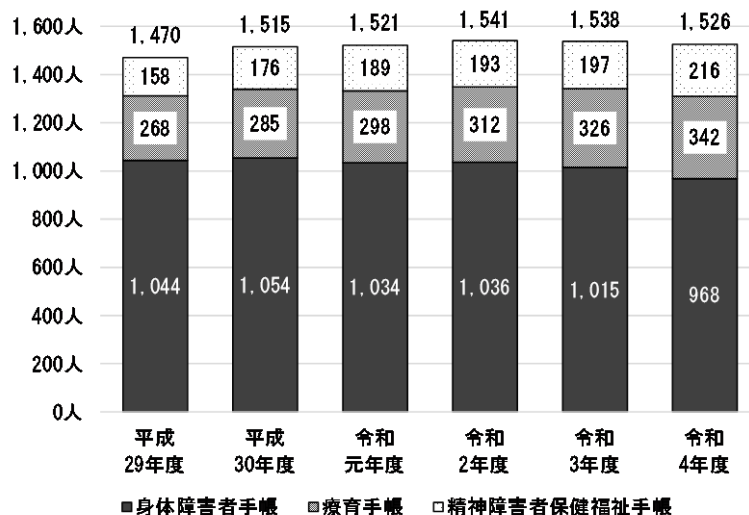


資料:住民基本台帳(各年度3月31日現在)

## (2) 障がいのある人・子どもの手帳所持者数の推移

本町の障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、重複含む。）は、令和4年度末では1,526人となっています。

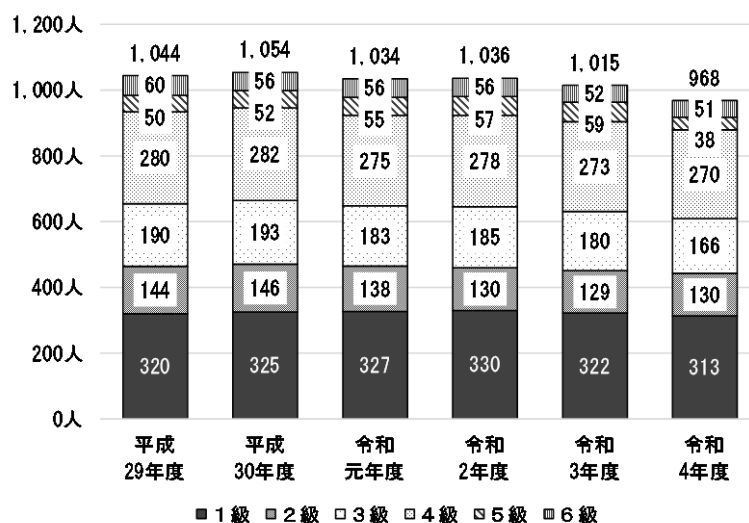
障害者手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者数は平成29年度から令和4年度にかけておおむね減少している一方で、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。



資料：福祉課(各年度3月31日現在)

## (3) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、令和4年度末では「1級」が最も多く、次いで「4級」「3級」が多くなっています。この傾向は、平成29年度以降、同様の傾向となっています。また、「1級」「4級」「3級」はいずれも令和2年度から令和4年度にかけて微減しています。



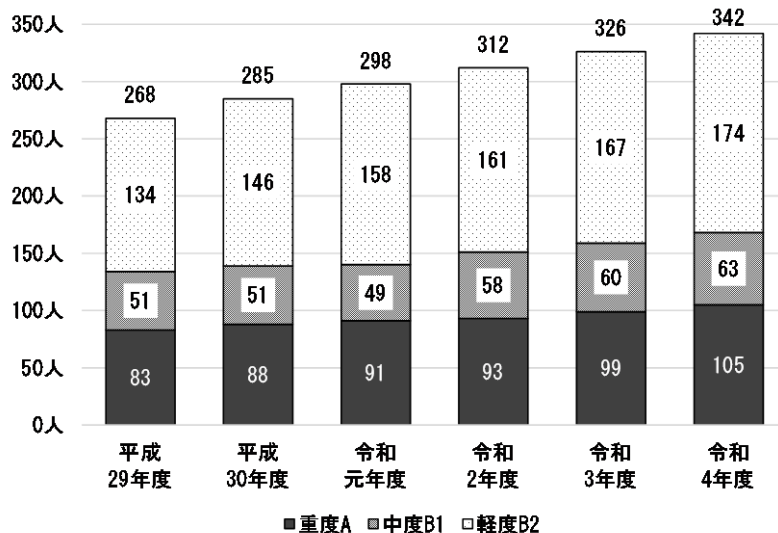
資料：福祉課(各年度3月31日現在)

#### (4) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者を等級別にみると、令和4年度末では「B2（軽度）」が最も多くなっており、次いで「A（重度）」「B1（中度）」となっています。

平成29年度から令和4年度にかけては、いずれの等級も増加しています。

「B2（軽度）」については、令和4年度が平成29年度の1.30倍と、特に増加しています。

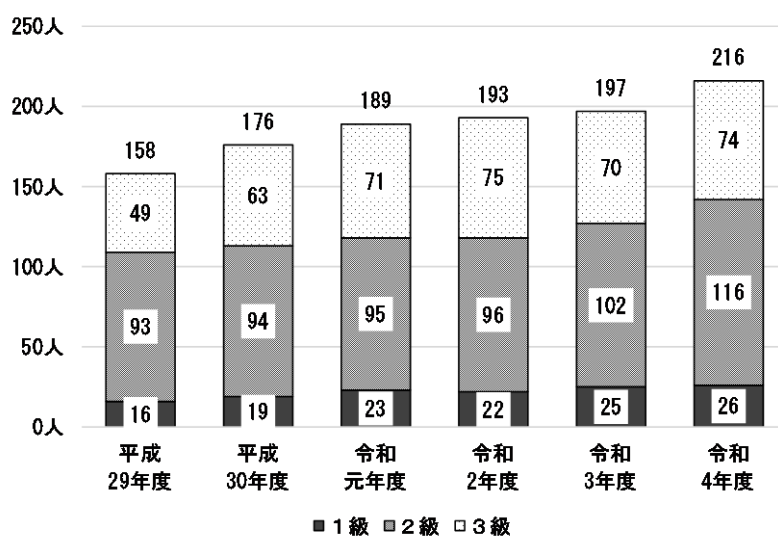


資料：福祉課(各年度3月31日現在)

#### (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別では、令和4年度末では「2級」が最も多くなっており、次いで「3級」「1級」となっています。

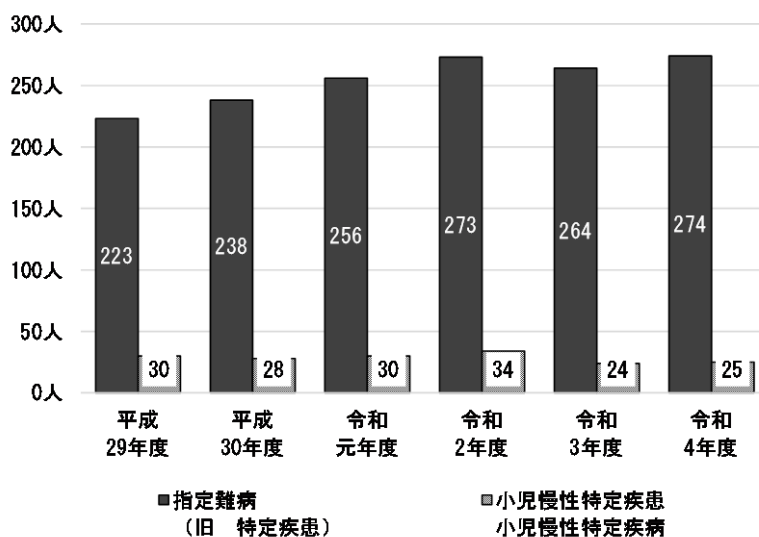
平成29年度から令和4年度にかけては、いずれの等級も増加傾向にあります。



資料：福祉課(各年度3月31日現在)

## (6) 難病のある人の推移

「指定難病」は平成29年度から令和4年度にかけて増加傾向にあり、「小児慢性特定疾患・疾病」は増減を繰り返し、横ばい傾向で推移しています。

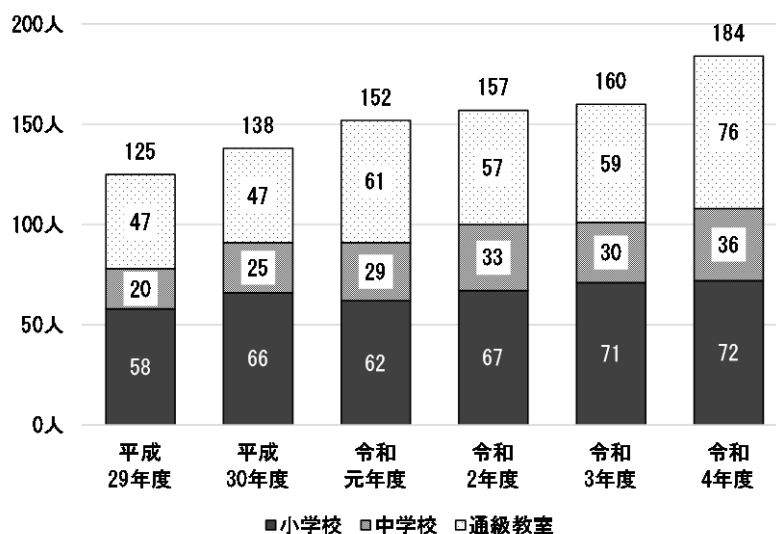


資料: 福祉課(各年度3月31日現在)

## (7) 小・中学校の特別支援学級と通級教室の在籍者数の推移

特別支援学級の在籍者数を小中学校別にみると、令和4年度末で「小学校」は72人、「中学校」は36人となっており、平成29年度から令和4年度にかけて増加傾向で推移しています。「通級教室」は令和4年度末において76人で、特別支援学級と同様、増加しています。

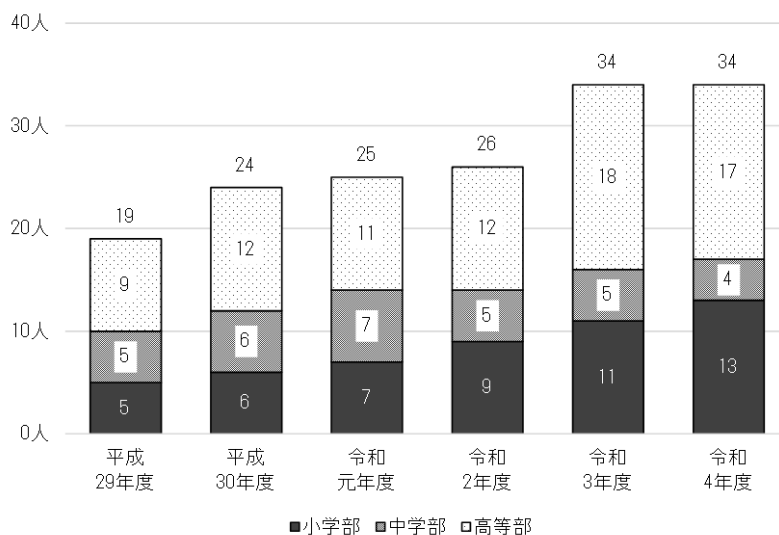
特別支援学級と通級教室の在籍者数の推移



資料: 福祉課(各年度3月31日現在)

特別支援学校・養護学校の在籍者数の推移をみると、平成29年度から令和4年度にかけて増加傾向で推移しています。

特別支援学校・養護学校の在籍者数の推移



資料：川西市立川西養護学校、県立こやの里特別支援学校、  
県立高等特別支援学校、県立阪神特別支援学校

特別支援学校・養護学校卒業生の進路状況をみると、平成29年度以降、福祉施設通所・在宅等が中心となっており、進学、専修学校等入学も年度によって若干名います。

特別支援学校・養護学校卒業生の推移

|               | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 進学（人）         | 0      | 0      | 0     | 0     | 1     | 0     |
| 専修学校等入学（人）    | 0      | 1      | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 就職（人）         | 0      | 1      | 0     | 0     | 1     | 1     |
| 福祉施設通所・在宅等（人） | 1      | 4      | 2     | 4     | 3     | 3     |
| その他（人）        | 0      | 0      | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 合計（人）         | 1      | 6      | 2     | 4     | 5     | 4     |

資料：川西市立川西養護学校、県立こやの里特別支援学校、  
県立高等特別支援学校、県立阪神特別支援学校

## (8) 障がいのある人の雇用状況

障害者就労支援センターにおける本町への相談延件数をみると、平成29年度から令和4年度にかけて減少傾向で推移しています。就職件数、職場体験実習は年度によって増減を繰り返しています。

障害者就労支援センターの状況

|           | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 相談延件数(件)  | 319    | 254    | 161   | 274   | 187   | 163   |
| 就職件数(件)   | 2      | 5      | 9     | 8     | 6     | 3     |
| 職場体験実習(件) | 2      | 1      | 3     | 0     | 1     | 1     |

資料:障害者就労支援センター

ハローワーク伊丹管内(平成26~28年度)の雇用状況をみると、実雇用率は平成28年度において1.86%となっています。本町に限定した実雇用率は令和元年度では、法定雇用率(常用労働者数から除外率相当の労働者数を減じた数の2.3%以上)を上回っていますが、令和4年度では下回っています。また、ハローワーク伊丹管内の未達成企業の割合は平成28年度で45.0%、本町に限定した未達成企業の割合は令和4年度で33.3%となっています。

ハローワーク伊丹管内及び猪名川町の雇用状況

|                 | ハローワーク伊丹管内 |        |        | 猪名川町内 |       |
|-----------------|------------|--------|--------|-------|-------|
|                 | 平成26年度     | 平成27年度 | 平成28年度 | 令和元年度 | 令和4年度 |
| 企業数(社)          | 130        | 129    | 129    | 6     | 6     |
| 法定雇用算定基礎労働者数(人) | 27,730     | 28,233 | 28,662 | 1,075 | 1,328 |
| 障がい者数(人)        | 500.5      | 503.0  | 533.5  | 25.0  | 27.5  |
| 実雇用率(%)         | 1.80       | 1.78   | 1.86   | 2.32  | 2.07  |
| 雇用率未達成企業の割合(%)  | 46.2       | 48.8   | 45.0   | 16.6  | 33.3  |

資料:兵庫労働局、ハローワーク伊丹(各年度6月1日現在)

- ※ 平成28年度まではハローワーク伊丹管内。令和元年度以降は町内。
- ※ 法定雇用算定基礎労働者数=常用労働者数から除外率相当数を除いた労働者数。
- ※ 障がい者数(身体障がいのある人と知的障がいのある人の計)は、短時間労働者以外の重度の身体もしくは知的障がいのある人については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神に障がいのある人である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしています。
- ※ 障がいのある人の法定雇用率について、民間企業では令和5年は法定雇用率を2.3%に据え置き、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引き上げられます。
- ※ 国、地方公共団体等については、3.0%(教育委員会は2.9%)に引き上げられます。段階的な引き上げの対応は民間企業と同様です。

| 事業主区分       | 法定雇用率  |       |
|-------------|--------|-------|
|             | 変更前    | 変更後   |
| 民間企業        | 2.3% ⇒ | 2.70% |
| 国、地方公共団体    | 2.6% ⇒ | 3.00% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.5% ⇒ | 2.90% |



## 2. アンケート調査結果からみる現状

### (1) 調査の目的

第2期猪名川町障がい者(児)福祉計画を策定するにあたり、生活支援や外出・移動支援、教育、雇用、差別解消等について、障がい者(児)のニーズや意識の変化、また、新たなニーズや課題を把握して、計画策定のための検討材料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

### (2) 調査の対象・方法・期間

|    |  |
|----|--|
| 対象 | 本町在住の障がい者(児) 1,383名(全手帳所持者)<br>身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者 |
| 方法 | 郵送による発送・回収   |
| 期間 | 令和5年7月5日～令和5年7月19日   |

### (3) 回収結果

| 配布数    | 有効回収数 | 有効回収率 |
|--------|-------|-------|
| 1,383件 | 709件  | 51.3% |

#### 調査結果の見方

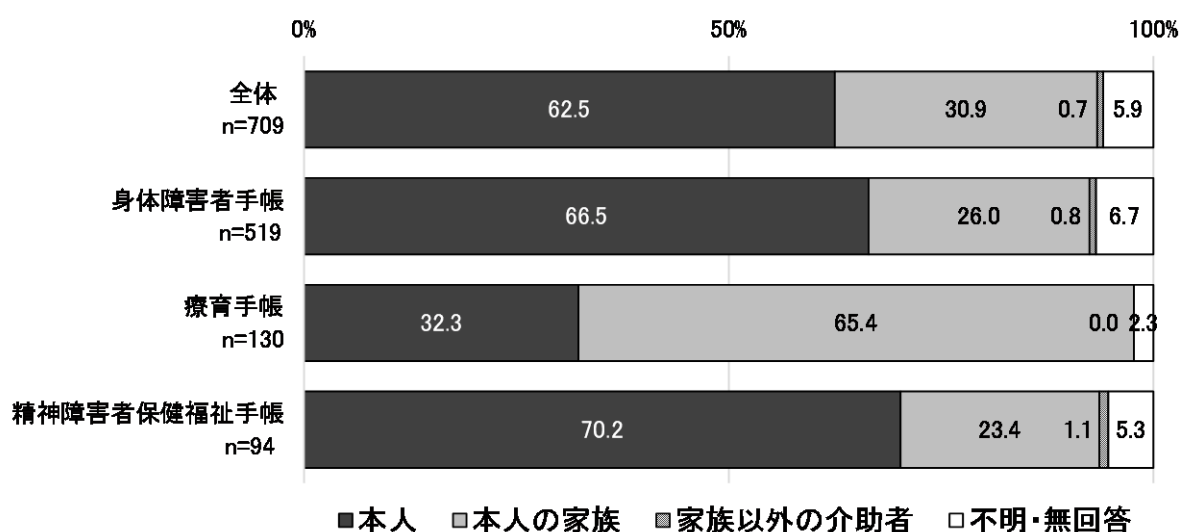
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計が100%にならない場合があります。
- 複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 障がい種別の回答結果では、「〇〇〇手帳」は「〇〇〇手帳所持者」を表します。(例:「身体障害者手帳」は「身体障害者手帳所持者」を表す)

## (4) 回答結果

### 回答者について

#### ① 回答記入者

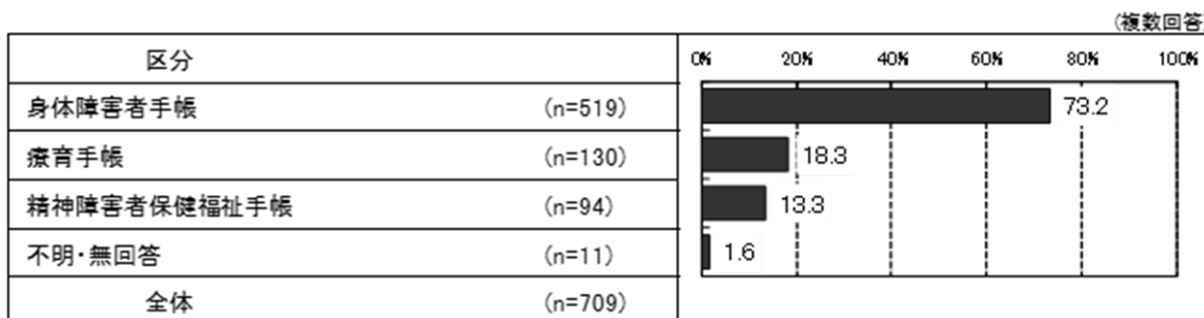
回答記入者を障がい種別にみると、「本人」の回答割合は、「身体障害者手帳」が66.5%、「精神障害者保健福祉手帳」が70.2%と半数を超えている一方、「療育手帳」は32.3%となっていて相対的に少なくなっています。「療育手帳」は「本人の家族」が6割を超えています。



### ご本人について

#### ② ご本人の障がい種別

「身体障害者手帳」が73.2%で最も多く、次いで「療育手帳」が18.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が13.3%が続いています。



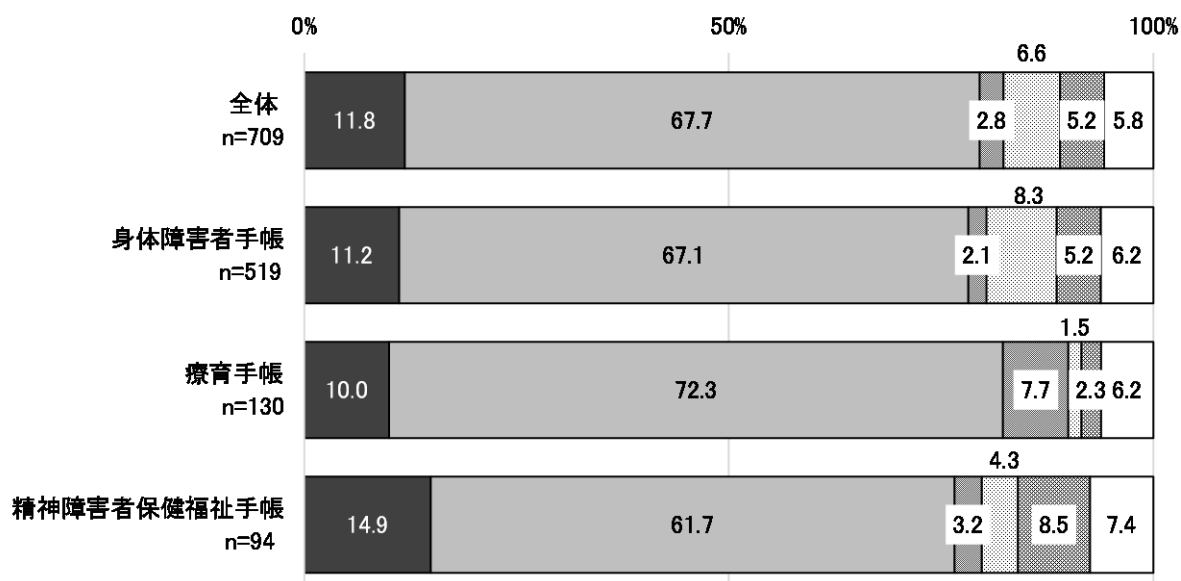
## 生活支援について

### ③ 今後 3 年以内の希望する暮らし

全体では、「家族と一緒に生活したい」が 67.7%で最も多く、他の項目を大きく上回っています。

障がい種別にみると、「家族と一緒に生活したい」に注目すると、どの障がい種別も6割を超えています。「療育手帳」が8割を超え、相対的に多くなっています。

障がい種別により家族との生活意向に差があり、地域の中で家族との生活意向を実現していくにあたり、障がい種別の違いを配慮する必要があります。



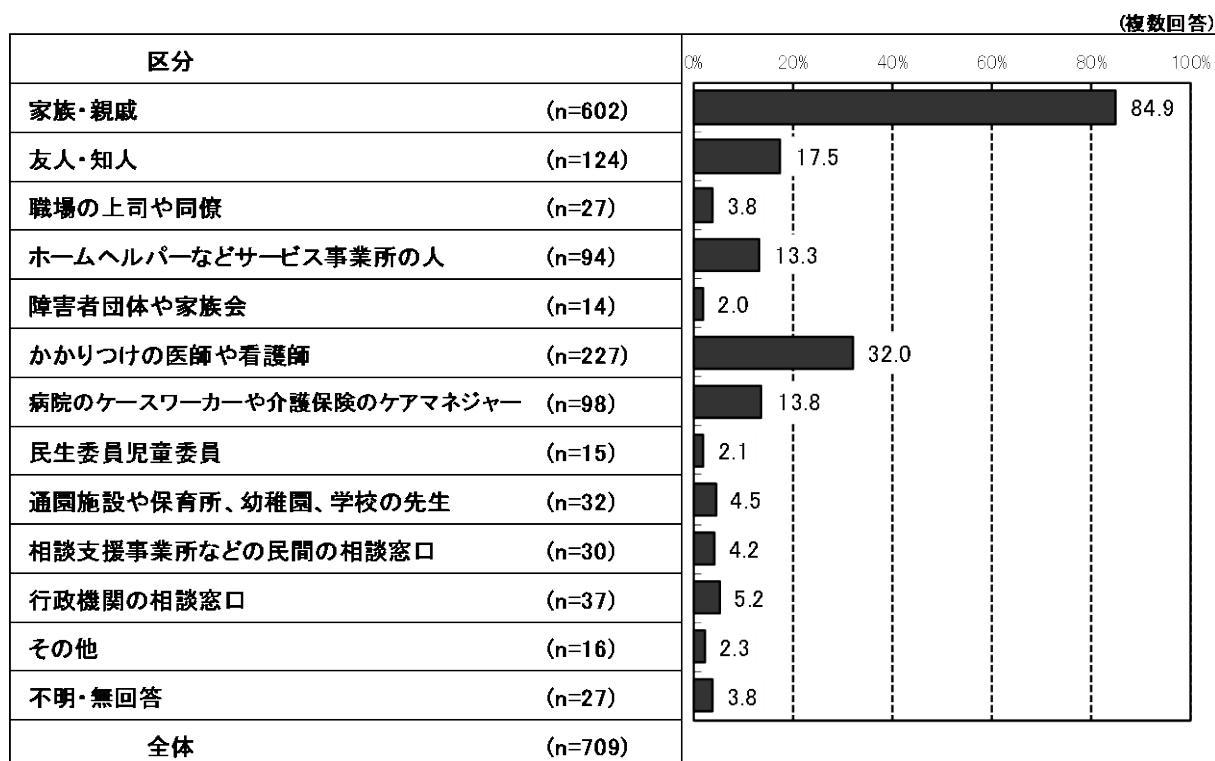
- 一般の住宅で一人暮らしをしたい
- 家族と一緒に生活したい
- グループホームなどを利用したい
- ▨ 福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしたい
- その他
- 不明・無回答

#### ④相談相手

「家族・親戚」が 84.9%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が 32.0%、「友人・知人」が 17.5%で続いています。

専門職等に関わる相談相手では、「ホームヘルパーなどサービス事業所の人」が 13.3%（前回調査 9.1%、前々回調査 5.6%）、「かかりつけの医師や看護師」が 32.0%（前回調査 29.9%、前々回調査 28.0%）となっていて、経年変化は微増となっています。

※前回調査：令和2年7月実施　前々回調査：平成29年8月実施



## ⑤ 日常生活上における必要な支援

「障害年金や福祉金のようなお金の支給」が37.1%で最も多く、次いで「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が23.8%、「特にない」が21.4%が続いています。障がい種別では、「身体障害者手帳」の方、「精神障害者保健福祉手帳」の方は、「障害年金や福祉金のようなお金の支給」、「療育手帳」の方は「施設や小規模作業所・地域活動支援センター、就労支援など」が最も多くなっています。

単位：人、%

|             | 合計  | (施設入所・グループホームを含む)<br>生活の場の確保 | 施設や小規模作業所・地域活動支援センター、就労支援など(通所施設での日常生活の介助、社会生活ができるための訓練、就労のための訓練) | 移動支援(ガイドヘルプ)<br>【外出の時の付き添い】 | 居宅介護(ホームヘルプ)<br>【自宅での日常生活の支援】 | 【施設などにおいて日中を過ごさせるサービス】<br>日中一時支援 | 【施設などにおいて短期間入所できるサービス】<br>ショートステイ事業 | 車いす・補聴器など福祉機器の普及・充実 | 自治会・NPO・ボランティア・隣近所など地域社会とのつながり |
|-------------|-----|------------------------------|---|-----------------------------|-------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|---------------------|--------------------------------|
| 全体          | 709 | 17.9                         | 18.6  | 15.1                        | 14.2                          | 12.6                             | 11.8                                | 15.0                | 9.0                            |
| 身体障害者手帳     | 519 | 14.3                         | 9.8   | 14.5                        | 14.6                          | 10.2                             | 11.6                                | 19.8                | 7.5                            |
| 療育手帳        | 130 | 32.3                         | 52.3  | 23.8                        | 12.3                          | 29.2                             | 21.5                                | 6.9                 | 14.6                           |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 94  | 22.3                         | 30.9  | 11.7                        | 17.0                          | 8.5                              | 7.4                                 | 4.3                 | 8.5                            |

|             | 合計  | 自分の権利を守ってくれる(権利擁護)制度の充実・周知 | 文化・スポーツ活動への参加の支援 | 福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実 | 障害年金や福祉金のようなお金の支給 | 特にない | その他 | 不明・無回答 |
|-------------|-----|----------------------------|------------------|----------------------------|-------------------|------|-----|--------|
| 全体          | 709 | 12.6                       | 5.4              | 23.8                       | 37.1              | 21.4 | 4.1 | 7.2    |
| 身体障害者手帳     | 519 | 9.1                        | 4.4              | 19.1                       | 31.2              | 25.4 | 3.7 | 7.3    |
| 療育手帳        | 130 | 21.5                       | 9.2              | 40.8                       | 51.5              | 9.2  | 4.6 | 6.9    |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 94  | 22.3                       | 7.4              | 37.2                       | 57.4              | 10.6 | 5.3 | 6.4    |

## 外出・移動支援について

### ⑥外出時の困りごと

「公共交通機関が少ない」が26.9%で最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのかわかりにくい」が21.6%、「外出にお金がかかる」が19.4%が続いています。障がい種別では、「身体障害者手帳」の方は「公共交通機関が少ない」、「療育手帳」の方は「困った時にどうすればいいのかわかりにくい」、「精神障害者保健福祉手帳」の方は「外出にお金がかかる」が最も多くなっています。

単位：人、%

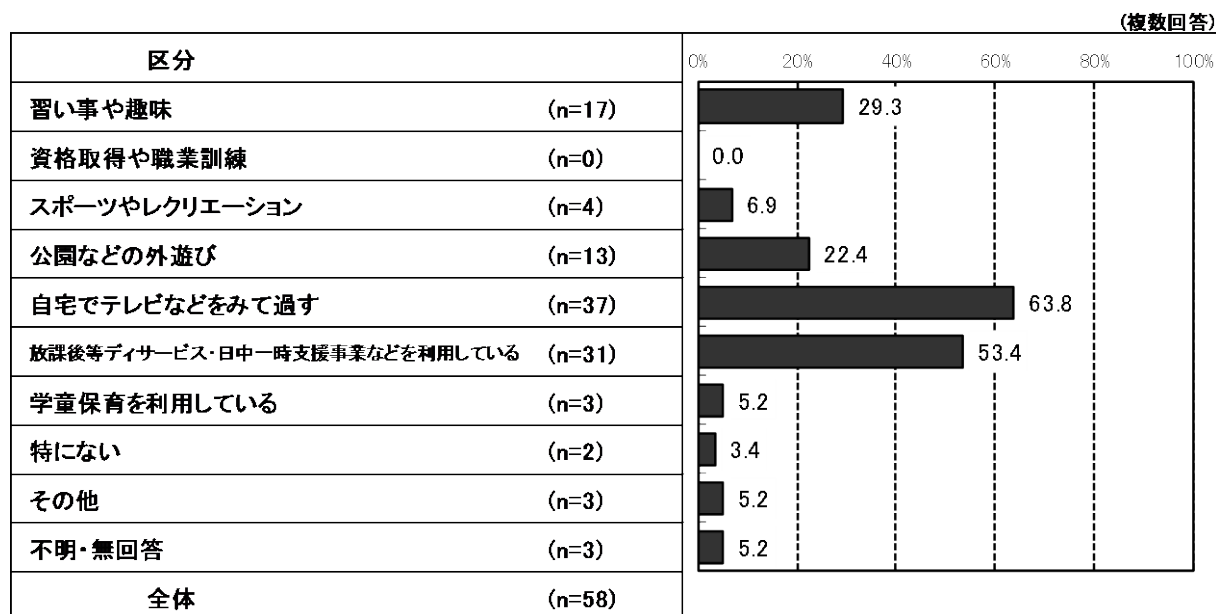
|             | 合計  | 公共交通機関が少ない | 電車やバスの乗り降りが困難 | 道路や駅に階段や段差が多い | 切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい | 外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど） | 介助者が確保できない |
|-------------|-----|------------|---------------|---------------|----------------------|-------------------------------|------------|
| 全体          | 640 | 26.9       | 14.8          | 15.3          | 5.3                  | 10.0                          | 6.4        |
| 身体障害者手帳     | 458 | 27.5       | 18.8          | 20.5          | 3.5                  | 12.2                          | 6.6        |
| 療育手帳        | 128 | 21.1       | 10.2          | 5.5           | 13.3                 | 10.2                          | 10.9       |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 84  | 28.6       | 2.4           | 2.4           | 3.6                  | 1.2                           | 3.6        |

|             | 合計  | 外出にお金がかかる | 周囲の目が気になる | 発作など突然の身体の変化が心配 | 困った時にどうすればいいのかわかりにくい | その他  | 不明・無回答 |
|-------------|-----|-----------|-----------|-----------------|----------------------|------|--------|
| 全体          | 640 | 19.4      | 6.3       | 14.4            | 21.6                 | 14.7 | 19.2   |
| 身体障害者手帳     | 458 | 16.8      | 2.4       | 13.8            | 14.4                 | 15.1 | 21.0   |
| 療育手帳        | 128 | 21.9      | 11.7      | 12.5            | 44.5                 | 11.7 | 15.6   |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 84  | 35.7      | 16.7      | 26.2            | 27.4                 | 16.7 | 13.1   |

## 教育・育成について

### ⑦ 休暇、放課後の過ごし方(18歳未満)

「自宅でテレビなどをみて過す」が63.8%で最も多く、次いで「放課後等デイサービス・日中一時支援事業などを利用している」が53.4%、「習い事や趣味」が29.3%が続いています。



## ⑧通園・通学における困りごと（18歳未満）

「その他」以外では、「友だちができない」が17.2%で最も多く、「まわりの生徒たちの理解が得られない」が13.8%、「移動手段が十分でない」が10.3%が続いています。障がい種別では、「身体障害者手帳」の方は「介助体制が十分でない」、「療育手帳」の方は「友だちができない」、「精神障害者保健福祉手帳」の方は「先生や職員の理解や配慮が足りない」、「まわりの生徒たちの理解が得られない」が最も多くなっています。

単位：人、%

|             | 合計 | 移動手段が十分でない | トイレなどの設備が整っていない | 介助体制が十分でない | 先生や職員の理解や配慮が足りない | 保護者たちの理解が得られない | まわりの生徒たちの理解が得られない | 友だちができない |
|-------------|----|------------|-----------------|------------|------------------|----------------|-------------------|----------|
| 全体          | 58 | 10.3       | 1.7             | 6.9        | 8.6              | 5.2            | 13.8              | 17.2     |
| 身体障害者手帳     | 10 | 0.0        | 10.0            | 20.0       | 0.0              | 0.0            | 0.0               | 0.0      |
| 療育手帳        | 56 | 10.7       | 1.8             | 7.1        | 8.9              | 5.4            | 14.3              | 17.9     |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1  | 0.0        | 0.0             | 0.0        | 100.0            | 0.0            | 100.0             | 0.0      |

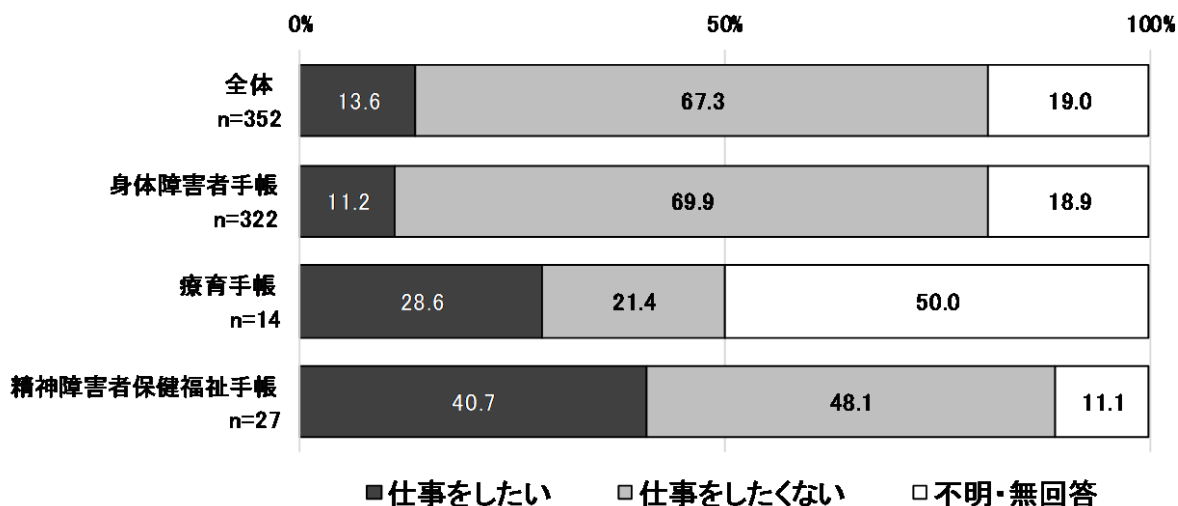
|             | 合計 | 通常のクラスに入れてもらえない | 医療的なケア（吸引・経管栄養・導尿等）が受けられない | その他  | 不明・無回答 |
|-------------|----|-----------------|----------------------------|------|--------|
| 全体          | 58 | 1.7             | 0.0                        | 27.6 | 41.4   |
| 身体障害者手帳     | 10 | 0.0             | 0.0                        | 30.0 | 50.0   |
| 療育手帳        | 56 | 1.8             | 0.0                        | 26.8 | 41.1   |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1  | 0.0             | 0.0                        | 0.0  | 0.0    |



## ⑨ 今後の就労意向

「仕事をしたくない」が67.3%、「仕事をしたい」が13.6%となっています。

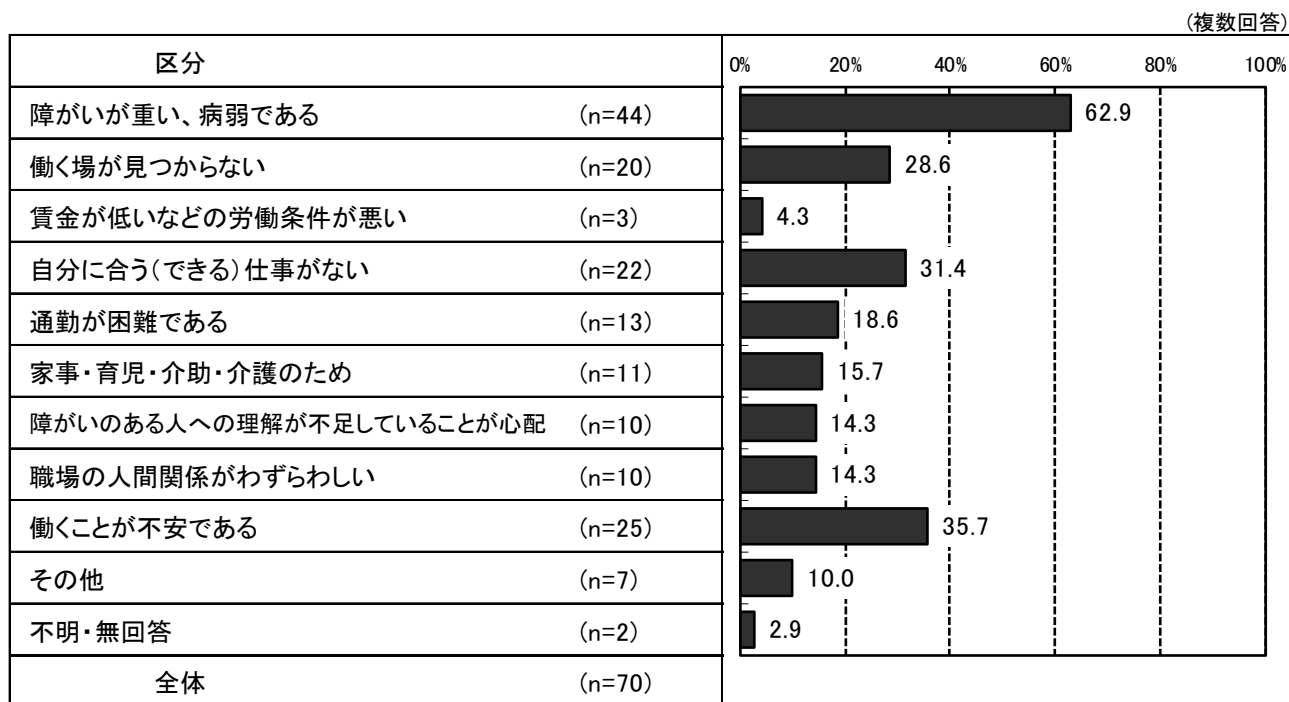
障がい種別でみると、「仕事をしたい」では、「身体障害者手帳」が11.2%、「療育手帳」が28.6%、「精神障害者保健福祉手帳」が40.7%となっています。



## 雇用・就業について

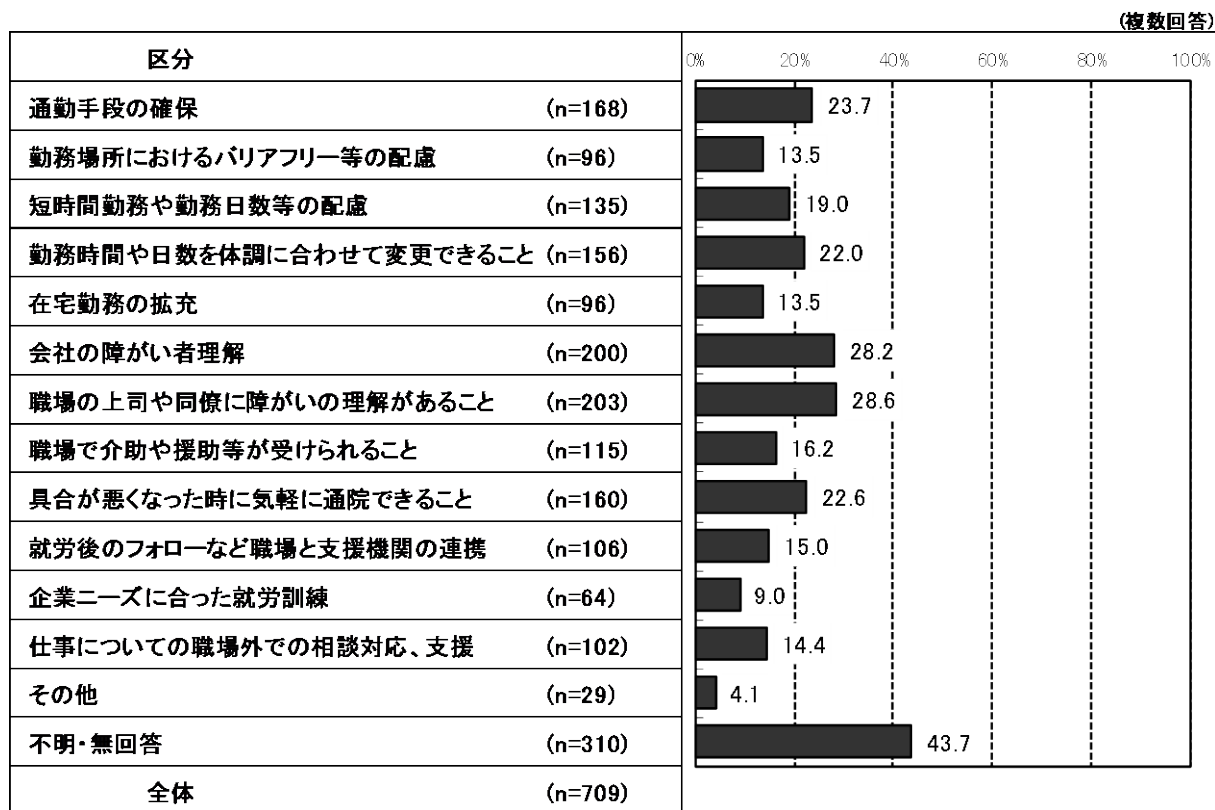
### ⑩ 「働きたいが働けない」理由

「障がい重い、病弱である」が62.9%で最も多く、次いで「働くことが不安である」が35.7%、「自分に合う(できる)仕事がない」が31.4%で続いています。



## ⑪ 必要な就労支援策

「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が28.6%で最も多く、次いで「会社の障がい者理解」が28.2%、「通勤手段の確保」が23.7%が続いています。

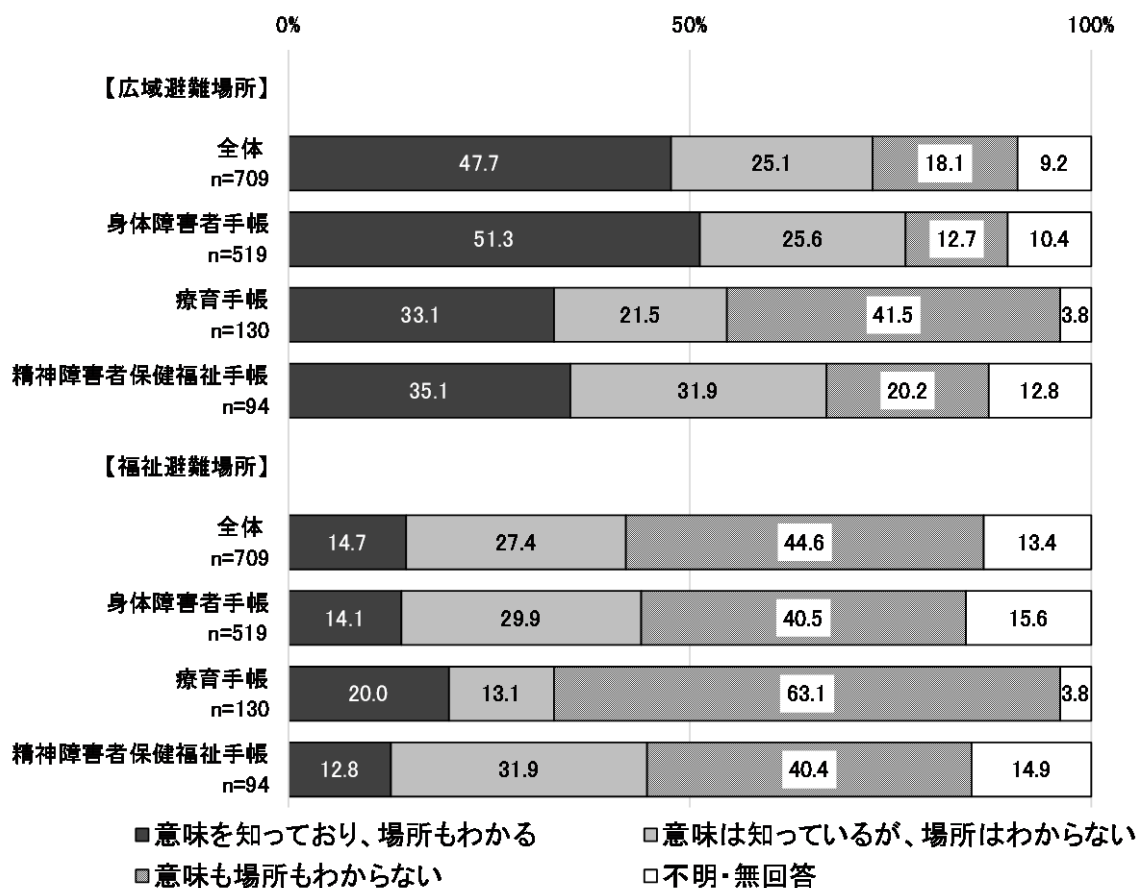


## 安心・安全について

### ⑫ 避難所の知名度

広域避難所では、「意味も知っており、場所もわかる」が「意味は知っているが、場所はわからない」や「意味も場所もわからない」が上回っています。障がい種別でみると、「療育手帳」の方では、「意味も知っており、場所もわかる」が33.1%で「身体障害手帳」の方や「精神障害者手帳」の方より低くなっています。

福祉避難所では、「意味も知っており、場所もわかる」が「意味は知っているが、場所はわからない」や「意味も場所もわからない」より大きく下回っており、障がい種別でも、同様の傾向となっていて、福祉避難所の知名度が低いことがわかります。

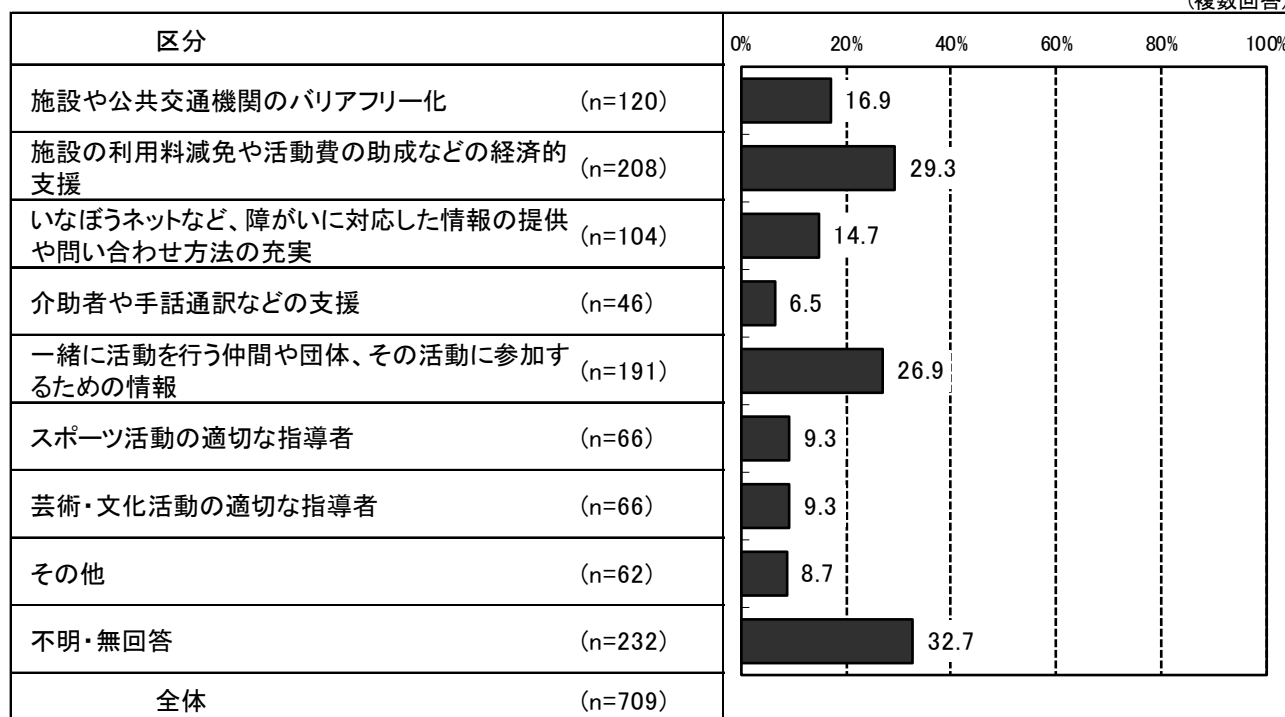


## 社会参加について

### ⑬ 社会活動にもっと参加しやすくなる取り組み

「施設の利用料減免や活動費の助成などの経済的支援」が29.3%で最も多く、次いで「一緒に活動を行う仲間や団体、その活動に参加するための情報」が26.9%、「施設や公共交通機関のバリアフリー化」が16.9%で続いています。

(複数回答)

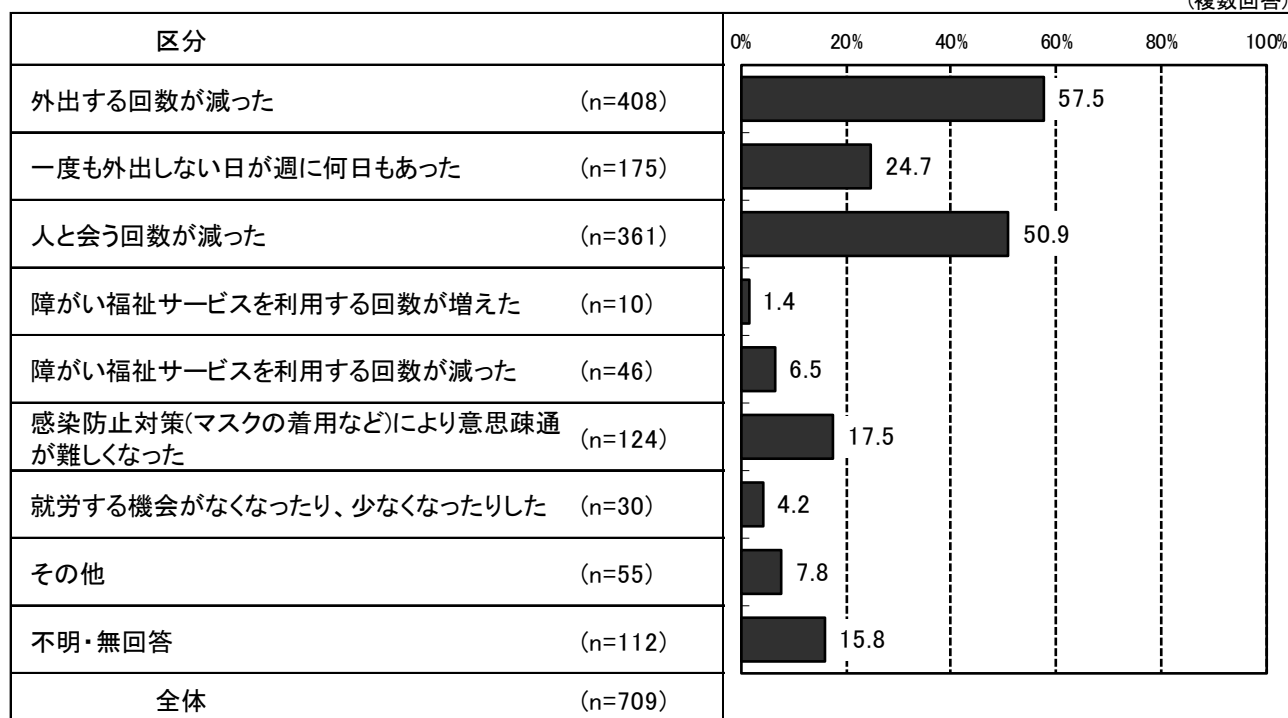


## 新型コロナウイルス感染拡大の影響について

### ⑭ 新型コロナウイルス感染拡大による日常生活への影響

「外出する回数が減った」が57.5%で最も多く、次いで「人と会う回数が減った」が50.9%、「一度も外出しない日が週に何日もあった」が24.7%で続いています。

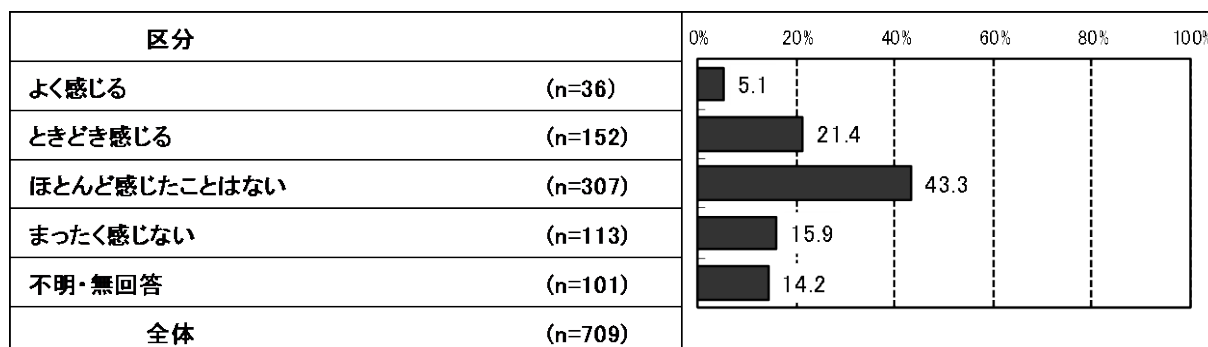
(複数回答)



## 差別の解消や権利を守ることについて

### ⑮ 差別や偏見、疎外感を感じた経験

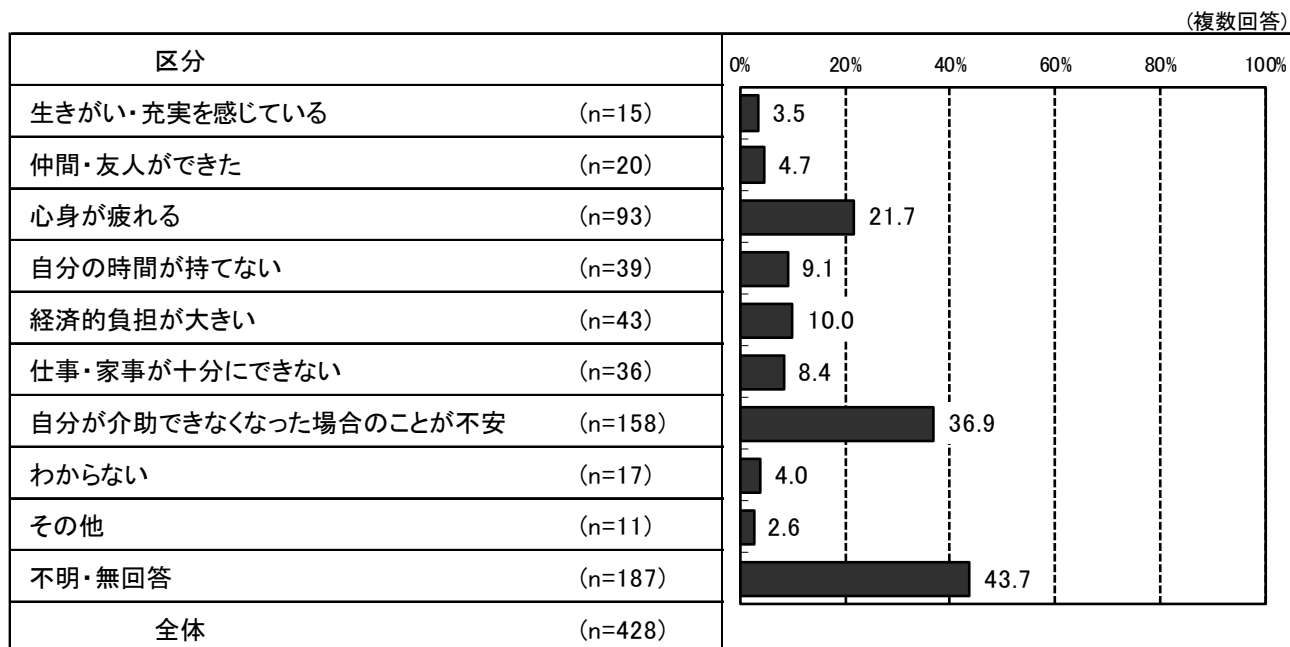
「ほとんど感じたことはない」が43.3%で最も多く、次いで「ときどき感じる」が21.4%、「まったく感じない」が15.9%が続いています。



## 介助者の状況について

### ⑯ 介助について感じる事

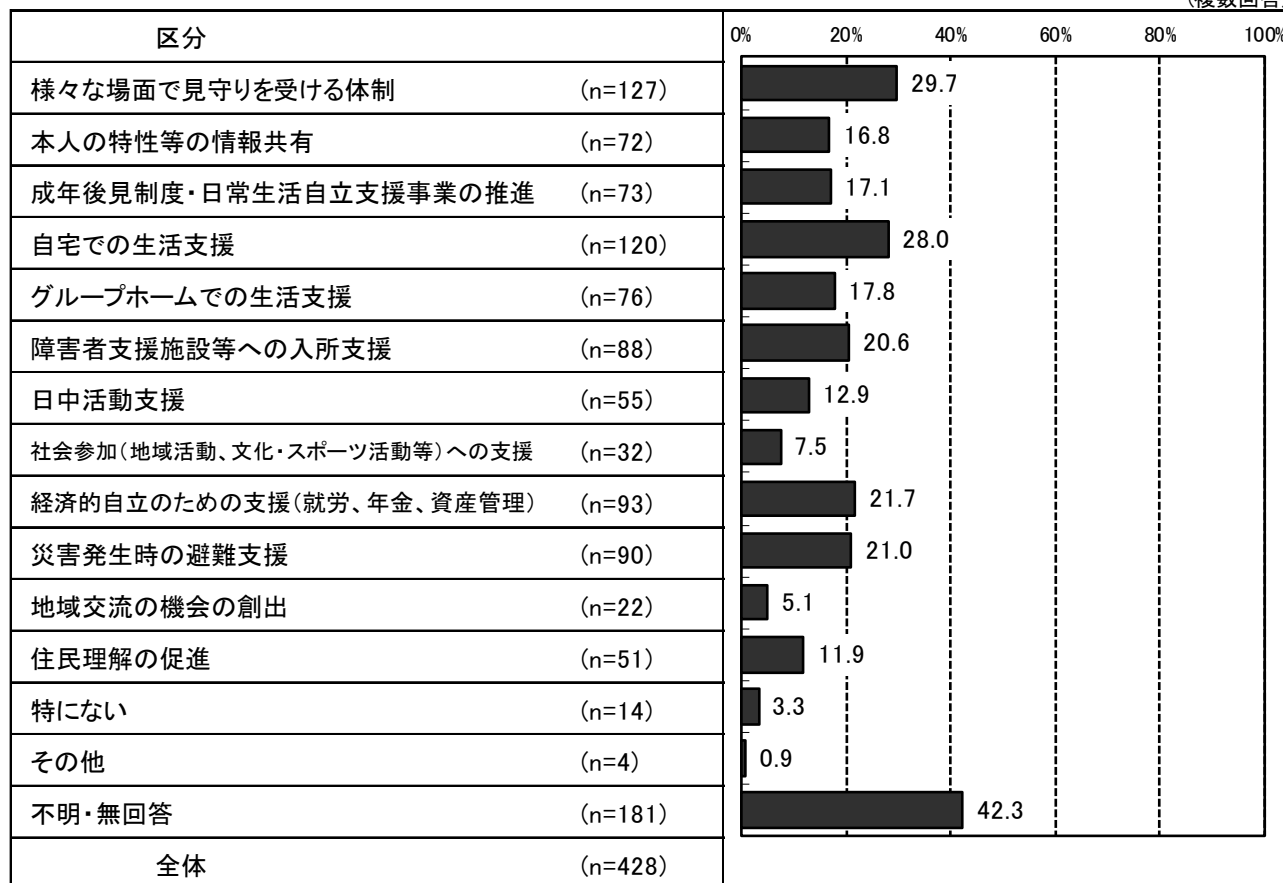
「自分が介助できなくなった場合のことが不安」が36.9%で最も多く、次いで「心身が疲れる」が21.7%、「経済的負担が大きい」が10.0%が続いています。



### ⑰ 「親なき後」、介助者の方が望む本人に対する支援

「様々な場面で見守りを受ける体制」が29.7%で最も多く、次いで「自宅での生活支援」が28.0%、「経済的自立のための支援(就労、年金、資産管理)」が21.7%が続いています。

(複数回答)



### 3. 団体ヒアリング調査結果からみる現状

#### (1) 調査の概要

団体ヒアリング調査は、本計画の策定にあたり、現在活動されている5団体から意見を伺いました。

■調査期間：令和5年1月24日（火）から令和5年2月25日（土）まで

■調査団体：こころ猪名川家族会、手をつなぐ育成会、身体障害者父母の会、希望の家すばる保護者会、ユウカリ福祉会猪名川園保護者会（順不同）

■調査方法：訪問しヒアリング

#### (2) 各団体から出された意見

##### ■障がいに対する理解、権利擁護、障がいを理由に差別について

- 人権擁護や合理的配慮については、当事者以外の方々にもっと周知してほしい。
- 健常者は、障がいに対する正しい知識を小さい頃から学校などで得ていると思うが、身近に感じているとは思えない。
- 過去にさまざまな人権侵害を体験してきた。今もすべてがなくなったわけではないが、障害者への理解が浸透してきたと感じている。
- 猪名川町で高齢になっても当たり前暮らし続けられる社会であってほしい。
- 差別や阻害されたとはあまり感じたことがない。

##### ■相談支援体制、生活支援体制について

- 家族に対する相談支援やサービスに係る調整機能が十分に果たされているとは思えない。専門性（強度行動障害等）を有する支援員がほしい。
- 親亡き後、本人の特性を理解した親身になって相談支援してくれる相談員がほしい。
- 高齢者のケアマネージャーのような積極的な支援がほしい。障害者の問題は見えにくくわかりづらいので、家庭で抱えてしまうことが多々ある。
- 相談支援センターで、長く担当してもらっていた職員が退職したこともあって、情報共有や引継ぎ体制の脆弱さを感じた。
- コロナの影響がきっかけで、家庭以外のつながりが断たれてしまっている。親が当事者をみなければならぬという責任感から親族以外に託すことに抵抗がある。信頼できる事業所を探す相談をしたい。

##### ■教育・療養、学校について

- 定期的な健康診断のために病院へ行くための交通費助成があればいい。
- ヘルパーが不足しているように感じる。
- 思春期の精神障がいについての学校教育が大事であると感じている。
- 学校と福祉の連携を進めて欲しい。福祉用具を先生が知らないことがある。

### ■自立と社会参加の促進について

- 就労支援事業所が町内に少ないので、交通費の助成をお願いしたい。
- 親亡き後に地域で生活するための自立や社会参加は、地域の方々の理解と協力が必要である。当事者の努力もあるが限界がある。
- 当事者の自立もあるが、レスパイト制度を利用しつつ、親の自立も必要である。

### ■地域生活拠点に対する整備について

- 親と同等以上の手厚いサービスが受けられるのか不安である。当事者の高齢化もあって、介護施設のデイサービスを受けることもできるが、当事者が慣れない環境に順応できるかが不安を感じる。負担額の増加も耐えられない。
- 親亡き後に地域住民の見守りによって生活するためには、地域の方々の理解と協力が必要。当事者も周りの環境に慣れていく努力が必要である。

### ■本町の障がいサービスについて

- グループホーム、宿泊型自立訓練等、使えるサービスがあっても猪名川町内で使えない（社会資源がとても少ない）。
- 個々のケースに合わせた柔軟な対応をしていただければありがたい。
- ガイドヘルパーが車を使えるようになってほしい。
- 重度の障がいがある方に対し、自治体が介助に要する費用を直接支給し、利用される方が、その範囲内でライフスタイルに合わせて介助者と直接契約を結び、自らマネジメントしていく「パーソナルアシスタンス制度」の検討をしてほしい。

### ■その他

- 役場内や社会福祉協議会との連携をしてほしい。
- オレンジカフェのように障害者も気軽に集まれて、町民の方にも目に留まってほしいです。
- 日生中央駅にヘルプマークのポスターを掲示するなどして、ヘルプマークの啓発をしてほしい。
- 有能な人材確保のため、職員の人件費・職員数、研修を増やしてほしい。
- ゆうあいセンター内の施設をショートステイや精神（発達障害含む）の訓練、研修施設にしてほしい。
- つつじが丘幼稚園跡地をショートステイ、集まる、交流憩いの場、自立訓練などの施設にしてほしい。
- 精神（発達障害含む）の人が自立するための訓練施設がほしい。
- 町内に働く所がほしい。地域の事業所の理解がほしい。町の資金補助。
- 防災マニュアルがほしい。避難訓練も実施してほしい。
- 災害時には車いすが通れなくなることも想定されるため、要支援者への避難行動を行う場所には担架の設置が求められる。
- 福祉に特化したシンクタンクの役割を担う機関が必要だと思う。



## 4. 第6期障がい福祉計画におけるサービス等の状況

### (1) 各目標値の達成状況

#### ① 施設入所者の地域生活移行者数

<目標値の考え方>

■令和元年度末の施設入所者数のうち、6%以上が地域生活へ移行（第5期計画の未達成分を上乗せ）

■令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点から1.6%以上削減

【令和元年度末現在の施設入所者数 13人】

| 項目              | 目標  |      | 実績  | 達成率  |
|-----------------|-----|------|-----|------|
| 地域生活移行者数        | 1人  | 6%   | 3人  | 300% |
| 令和5年度末時点の施設入所者数 | 12人 | 1.6% | 12人 | 100% |

#### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<目標値の考え方>

■令和5年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を1か所設置

| 項目                | 目標  | 実績  | 達成率 |
|-------------------|-----|-----|-----|
| 令和5年度末時点の協議の場の設置数 | 1か所 | 0か所 | 0%  |

#### ③ 地域生活支援拠点等の整備

<目標値の考え方>

■令和5年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備

| 項目                   | 目標  | 実績  | 達成率  |
|----------------------|-----|-----|------|
| 平成5年度末時点の地域生活支援拠点等の数 | 1か所 | 1か所 | 100% |

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行促進

<目標値の考え方>

■就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者が、令和元年度の移行実績の1.27倍

■就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用

■就労定着支援開始から1年後の職場定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

| 項目                      | 目標   |       | 実績   | 達成率   |
|-------------------------|------|-------|------|-------|
| 令和5年度中の一般就労移行者数         | 7人   | 1.27倍 | 4人   | 57.1% |
| 令和5年度末における就労定着支援事業の利用者数 | 5人   | 7割    | 0人   | 0%    |
| 就労定着率が8割以上の就労移行支援事業所数   | 1事業所 | 7割    | 0事業所 | 0%    |

## (2) 障がい福祉サービスの実績

### ①訪問系サービス

#### ■サービスの概要

| サービス名      | 内容  |
|------------|---|
| 居宅介護       | 入浴、排せつ、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。  |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。 |
| 同行援護       | 重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援。   |
| 行動援護       | 行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。                                  |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護。  |

#### ■サービスの利用状況

| サービス種別     | 単位   | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |             |
|------------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-------------|
|            |      | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 居宅介護       | 時間/月 | 672   | 634 | 696   | 685 | 720   | 700         |
|            | 人/月  | 28    | 29  | 29    | 32  | 30    | 33          |
| 重度訪問介護     | 時間/月 | 240   | 293 | 240   | 262 | 360   | 270         |
|            | 人/月  | 1     | 1   | 1     | 1   | 2     | 1           |
| 同行援護       | 時間/月 | 20    | 31  | 30    | 35  | 30    | 35          |
|            | 人/月  | 2     | 3   | 3     | 3   | 3     | 4           |
| 行動援護       | 時間/月 | 0     | 39  | 0     | 28  | 15    | 30          |
|            | 人/月  | 0     | 4   | 0     | 3   | 1     | 3           |
| 重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0     | 0   | 0     | 0   | 50    | 0           |
|            | 人/月  | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0           |

※時間/月…そのサービスを利用した時間の月の合計のこと。

仮に毎日1時間ずつ3人が、22日間利用した場合の総数は、66時間/月となります。

※人/月…そのサービスの1か月あたりの実利用人数のこと。

仮に1か月の間に3人が利用した場合の総数は、3人/月となります。

## ②日中活動系サービス

### ■サービスの概要

| サービス名                          | 内容  |
|--------------------------------|---|
| 生活介護                           | 障がい者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供。            |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練)            | 自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供。                |
| 就労移行支援                         | 就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供。                     |
| 就労継続支援<br>(A型＝雇用型・<br>B型＝非雇用型) | 通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供。  |
| 就労定着支援                         | 就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援。                  |
| 療養介護                           | 医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助。 |
| 短期入所                           | 介護者の病気等によって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護。               |

### ■サービスの利用状況

| サービス種別         | 単位   | 令和3年度 |     | 令和4年度 |       | 令和5年度 |             |
|----------------|------|-------|-----|-------|-------|-------|-------------|
|                |      | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 生活介護           | 人日/月 | 817   | 805 | 836   | 803   | 855   | 850         |
|                | 人/月  | 43    | 43  | 44    | 44    | 45    | 50          |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人日/月 | 0     | 0   | 0     | 0     | 0     | 0           |
|                | 人/月  | 0     | 0   | 0     | 0     | 0     | 0           |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人日/月 | 17    | 0   | 34    | 3     | 34    | 0           |
|                | 人/月  | 1     | 0   | 2     | 0     | 2     | 0           |
| 就労移行支援         | 人日/月 | 133   | 61  | 133   | 97    | 152   | 100         |
|                | 人/月  | 7     | 4   | 7     | 5     | 8     | 9           |
| 就労継続支援<br>(A型) | 人日/月 | 250   | 268 | 265   | 317   | 265   | 330         |
|                | 人/月  | 12    | 14  | 13    | 17    | 13    | 18          |
| 就労継続支援<br>(B型) | 人日/月 | 956   | 998 | 993   | 1,042 | 1,011 | 1,100       |
|                | 人/月  | 52    | 57  | 54    | 61    | 55    | 70          |
| 就労定着支援         | 人/月  | 0     | 1   | 0     | 1     | 1     | 1           |
| 療養介護           | 人/月  | 3     | 1   | 4     | 3     | 4     | 3           |
| 短期入所           | 人日/月 | 144   | 110 | 150   | 95    | 156   | 126         |
|                | 人/月  | 24    | 17  | 25    | 16    | 26    | 29          |

※人日/月…一日にそのサービスを利用した時間の月の合計のこと。

仮に毎日3人ずつ22日間利用した場合の総数は、66人日/月となります。

### ③居住系サービス

#### ■サービスの概要

| サービス名           | 内容   |
|-----------------|--|
| 自立生活援助          | 円滑な地域生活に向けて、共同生活援助(グループホーム)や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等。 |
| 共同生活援助(グループホーム) | グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助。                                 |
| 施設入所支援          | 施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護。                                      |

#### ■サービスの利用状況

| サービス種別          | 単位  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |         |
|-----------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|---------|
|                 |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値(推計) |
| 自立生活援助          | 人/月 | 0     | 0   | 0     | 0   | 1     | 0       |
| 共同生活援助(グループホーム) | 人/月 | 18    | 26  | 18    | 31  | 19    | 35      |
| 施設入所支援          | 人/月 | 13    | 12  | 13    | 12  | 12    | 13      |

### ④相談支援

#### ■サービスの概要

| サービス名  | 内容   |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画の作成。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行う。                    |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。 |
| 地域定着支援 | 地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。  |

#### ■サービスの利用状況

| サービス種別 | 単位  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |         |
|--------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|---------|
|        |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値(推計) |
| 計画相談支援 | 人/月 | 19    | 14  | 20    | 20  | 21    | 22      |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0     | 0   | 0     | 0   | 1     | 0       |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0     | 0   | 0     | 0   | 1     | 0       |

### (3) 地域生活支援事業の実績

#### 【必須事業】

#### ① 理解促進研修・啓発事業理解促進研修・啓発事業

##### ■サービスの概要

| サービス名       | 内容  |
|-------------|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う。 |

##### ■サービスの利用状況

| サービス種別      | 単位    | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |         |
|-------------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|---------|
|             |       | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値(推計) |
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有     | 無   | 有     | 有   | 有     | 有       |

#### ② 自発的活動支援事業

##### ■サービスの概要

| サービス名     | 内容  |
|-----------|---|
| 自発的活動支援事業 | 障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援する。 |

##### ■サービスの利用状況

| サービス種別    | 単位    | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |         |
|-----------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|---------|
|           |       | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値(推計) |
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有     | 有   | 有     | 無   | 有     | 有       |

### ③相談支援事業

#### ■サービスの概要

| サービス名             | 内容   |
|-------------------|--|
| 障害者相談支援事業         | 障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う。                           |
| 基幹相談支援センター        | 総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。   |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する。 |
| 住宅入居等支援事業         | 一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う。  |

#### ■サービスの利用状況

| サービス種別            | 単位    | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |             |
|-------------------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-------------|
|                   |       | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 障害者相談支援事業         | か所    | 1     | 1   | 1     | 1   | 1     | 2           |
| 基幹相談支援センター        | 実施の有無 | 無     | 無   | 無     | 無   | 有     | 無           |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有     | 有   | 有     | 無   | 有     | 有           |
| 住宅入居等支援事業         | 実施の有無 | 無     | 無   | 無     | 無   | 有     | 無           |

### ④成年後見制度利用支援事業

#### ■サービスの概要

| サービス名        | 内容   |
|--------------|--|
| 成年後見制度利用支援事業 | 障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。 |

#### ■サービスの利用状況

| サービス種別       | 単位  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |             |
|--------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------------|
|              |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 成年後見制度利用支援事業 | 件/年 | 1     | 1   | 1     | 0   | 1     | 1           |

## ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

### ■サービスの概要

| サービス名              | 内容   |
|--------------------|--|
| 成年後見制度<br>法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う。 |

### ■サービスの利用状況

| サービス種別             | 単位    | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |             |
|--------------------|-------|-------|-----|-------|-----|-------|-------------|
|                    |       | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 成年後見制度法人<br>後見支援事業 | 実施の有無 | 無     | 無   | 有     | 無   | 有     | 無           |

## ⑥ 意思疎通支援事業

### ■サービスの概要

| サービス名               | 内容  |
|---------------------|---|
| 手話通訳者・<br>要約筆記者派遣事業 | 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。 |
| 手話通訳者設置事業           | 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を役場等に設置する。                        |

### ■サービスの利用状況

| サービス種別              | 単位           | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |             |
|---------------------|--------------|-------|-----|-------|-----|-------|-------------|
|                     |              | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 手話通訳者・<br>要約筆記者派遣事業 | 件/年          | 160   | 102 | 170   | 147 | 180   | 150         |
| 手話通訳者設置事業           | 人/年<br>(登録者) | 0     | 0   | 0     | 0   | 1     | 0           |

## ⑦日常生活用具給付等事業

### ■サービスの概要

| サービス名                 | 内容                                    |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 介護・訓練支援用具             | 特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等              |
| 自立生活支援用具              | 入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等             |
| 在宅療養等支援用具             | 透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等               |
| 情報・意思疎通支援用具           | 点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等                |
| 排泄管理支援用具              | ストマ装具、紙おむつ等、収尿器                       |
| 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) | 障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの |

### ■サービスの利用状況

| サービス種別                | 単位  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |             |
|-----------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------------|
|                       |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 介護・訓練支援用具             | 件/年 | 1     | 3   | 1     | 1   | 2     | 1           |
| 自立生活支援用具              | 件/年 | 1     | 2   | 2     | 4   | 2     | 8           |
| 在宅療養等支援用具             | 件/年 | 3     | 10  | 4     | 10  | 5     | 2           |
| 情報・意思疎通支援用具           | 件/年 | 2     | 3   | 3     | 4   | 3     | 1           |
| 排泄管理支援用具              | 件/年 | 590   | 704 | 600   | 710 | 610   | 710         |
| 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) | 件/年 | 2     | 4   | 2     | 1   | 2     | 1           |

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

### ■サービスの概要

| サービス名           | 内容  |
|-----------------|---|
| 手話奉仕員養成<br>研修事業 | 聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う。 |

### ■サービスの利用状況

| サービス種別          | 単位         | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |             |
|-----------------|------------|-------|-----|-------|-----|-------|-------------|
|                 |            | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 手話奉仕員養成<br>研修事業 | 人<br>(登録者) | 0     | 0   | 0     | 0   | 0     | 0           |



## ⑨移動支援事業

### ■サービスの概要

| サービス名  | 内容                              |
|--------|---------------------------------|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う。 |

### ■サービスの利用状況

| サービス種別 | 単位   | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |             |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------------|
|        |      | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 移動支援事業 | 時間/年 | 5,152 | 4,219 | 5,244 | 5,012 | 5,336 | 5,300       |
|        | 人/年  | 56    | 38    | 57    | 42    | 58    | 45          |

## ⑩地域活動支援センター

### ■サービスの概要

| サービス名        | 内容   |
|--------------|--|
| 地域活動支援センター事業 | 主に精神障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。 |

### ■サービスの利用状況

| サービス種別             | 単位  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |             |
|--------------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-------------|
|                    |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 地域活動支援センター事業(町内)   | か所  | 1     | 1   | 1     | 0   | 1     | 1           |
|                    | 人/年 | 20    | 20  | 20    | 0   | 20    | 20          |
| 地域活動支援センター事業(他市町村) | か所  | 4     | 4   | 4     | 1   | 4     | 4           |
|                    | 人/年 | 4     | 5   | 4     | 1   | 4     | 4           |

## 【任意事業】

### ①訪問入浴サービス事業

#### ■サービスの概要

| サービス名      | 内容  |
|------------|---|
| 訪問入浴サービス事業 | 訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者(児)を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。 |

#### ■サービスの利用状況

| サービス種別     | 単位  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |         |
|------------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|---------|
|            |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値(推計) |
| 訪問入浴サービス事業 | か所  | 1     | 3   | 1     | 3   | 1     | 3       |
|            | 人/年 | 1     | 2   | 1     | 3   | 1     | 3       |

### ②日中一時支援事業

#### ■サービスの概要

| サービス名    | 内容   |
|----------|--|
| 日中一時支援事業 | 障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援する。 |

#### ■サービスの利用状況

| サービス種別   | 単位   | 令和3年度 |       | 令和4年度 |       | 令和5年度 |         |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
|          |      | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値(推計) |
| 日中一時支援事業 | 人/年  | 42    | 30    | 42    | 32    | 42    | 40      |
|          | 時間/年 | 7,056 | 5,140 | 7,560 | 6,119 | 8,064 | 6,500   |

### ③更生訓練費給付事業

#### ■サービスの概要

| サービス名     | 内容   |
|-----------|--|
| 更生訓練費給付事業 | 自立支援給付事業の自立訓練給付(機能訓練)受給者に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図る。 |

#### ■サービスの利用状況

| サービス種別    | 単位  | 令和3年度 |     | 令和4年度 |     | 令和5年度 |         |
|-----------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|---------|
|           |     | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値(推計) |
| 更生訓練費給付事業 | 人/年 | 0     | 0   | 0     | 0   | 1     | 0       |

## 5. 第2期障がい児福祉計画におけるサービス等の状況

### (1) 各目標値の達成状況

#### ① 障がい児支援の提供体制の整備等

<目標値の考え方>

##### ■児童発達支援センター等の環境整備に努める

| 項目                    | 目標  | 実績  | 達成率  |
|-----------------------|-----|-----|------|
| 児童発達支援センターの設置か所数      | 1か所 | 0か所 | 0%   |
| 保育所等訪問支援事業を利用できる体制の構築 | 構築  | 構築  | 100% |

<目標値の考え方>

##### ■今後市内のニーズ等に対応したサービスの充実に取り組む

| 項目  | 目標   | 実績  | 達成率 |
|---|------|-----|-----|
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・居宅訪問型児童発達支援事業所の確保(か所) | 各1か所 | 0か所 | 0%  |

<目標値の考え方>

##### ■自立支援協議会の教育支援部会の活用

| 項目                | 目標     | 実績 | 達成率  |
|-------------------|--------|----|------|
| 関係機関による連携・協議の場の設置 | 有(設置済) | 1  | 100% |

<目標値の考え方>

##### ■医療的ケア児者の支援環境整備に努める

| 項目                        | 目標 | 実績 | 達成率 |
|---------------------------|----|----|-----|
| 主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の整備 | 1  | 0  | 0%  |

<目標値の考え方>

##### ■医療的ケア児等に関するコーディネーターを令和5年度末までに1人配置

| 項目                     | 目標 | 実績 | 達成率  |
|------------------------|----|----|------|
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 | 1人 | 1人 | 100% |

## (2) 障がい児を対象としたサービスの実績

### ① 障害児通所支援

#### ■ サービスの概要

| サービス名                             | 内容   |
|-----------------------------------|--|
| 児童発達支援                            | 未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。  |
| 放課後等デイサービス                        | 就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。   |
| 保育所等訪問支援                          | 保育所等を現在利用中の障がいのある児童(今後利用予定も含む)が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。 |
| 居宅訪問型児童発達支援                       | 重症心身障がい等の重度の障がいのある児童等であって、外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。                             |
| 医療型児童発達支援                         | 未就学の障がいのある児童に児童発達支援及び治療を行う。  |
| 障害児相談支援                           | 上記のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。                                   |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。                    |

■サービスの利用状況

| サービス種別                            | 単位   | 令和3年度 |     | 令和4年度 |       | 令和5年度 |             |
|-----------------------------------|------|-------|-----|-------|-------|-------|-------------|
|                                   |      | 計画値   | 実績値 | 計画値   | 実績値   | 計画値   | 実績値<br>(推計) |
| 児童発達支援                            | 人日/月 | 250   | 311 | 270   | 315   | 291   | 320         |
|                                   | 人/月  | 22    | 31  | 22    | 31    | 23    | 32          |
| 放課後等デイサービス                        | 人日/月 | 942   | 835 | 1,083 | 1,017 | 1,245 | 1,200       |
|                                   | 人/月  | 111   | 101 | 128   | 119   | 147   | 120         |
| 保育所等訪問支援                          | 人日/月 | 1     | 1   | 1     | 1     | 2     | 1           |
|                                   | 人/月  | 1     | 1   | 1     | 1     | 2     | 1           |
| 居宅訪問型児童発達支援                       | 人日/月 | 0     | 0   | 0     | 0     | 0     | 0           |
|                                   | 人/月  | 0     | 0   | 0     | 0     | 0     | 0           |
| 医療型児童発達支援                         | 人日/月 | 0     | 0   | 0     | 0     | 15    | 0           |
|                                   | 人/月  | 0     | 0   | 0     | 0     | 1     | 0           |
| 障害児相談支援                           | 人/月  | 12    | 6   | 14    | 6     | 16    | 6           |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 配置人数 | 0     | 0   | 0     | 0     | 1     | 1           |

※人日/月…そのサービスの1か月あたりの延べ提供日数のこと。

仮に毎日3人が、22日間利用した場合の総数は、66人日/月となります。

※人/月…そのサービスの1か月あたりの実利用人数のこと。

仮に1か月の間に3人が利用した場合の総数は、3人/月となります。

## 6. 障がい者施策の課題

ここでは、統計やアンケート調査等の障がいのある人を取り巻く現状から課題を整理します。課題は、現行計画の4つの基本目標の視点で整理します。

### 課題1 障がいに対する理解、権利擁護

障害者基本法第4条において、障害者差別その他の障害者に対する権利利益の侵害行為が禁止され、合理的配慮の提供が求められるとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置を採ることが求められています。

また、障害者差別解消法においてこうした趣旨が具体化されていることに鑑みれば、障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止し、社会的障壁を除去するための合理的配慮が提供される必要があります。

アンケート調査では、「日常生活の中で差別や偏見、疎外感を感じることはありませんか」の設問で、「よく感じる」と「ときどき感じる」の合計は26.5%（前回調査27.0%）で、「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じない」の合計の59.2%（前回調査58.1%）を下回っていますが、前回調査と比較して、回答割合はほぼ同様の傾向となっていて改善の余地があります。

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた取り組みが求められます。

そして、住民や事業者の幅広い理解の下、障害者差別の解消に向けた取り組みを幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性あるものにすることが必要です。また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号、障害者虐待防止法）等の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組み、障害者の権利擁護も必要です。

### 課題2 生活支援体制の充実

アンケート調査では、「あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか」の設問で、「家族と一緒に生活したい」が67.7%で最も多くなっています。障がい種別に見ると、「家族と一緒に生活したい」に注目すると、どの障がい種別も6割を超えています。「療育手帳」が8割を超え、他の障がい種別より多くなっています。

障がい種別により家族との生活意向に差があり、地域の中で家族との生活意向を実現していくにあたり、障がい種別の違いを配慮する必要があります。

障がい者の望む暮らしを実現できるよう、身近な地域で相談支援を受けること大切です。また、障がい者の地域移行を一層推進し、障害者が必要な時に必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

そして、障がい者及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、障害福祉人材の育成・確保等が必要です。

アンケート調査では、日常生活に必要な支援は「障害年金や福祉金のようなお金の支給」が37.1%で最も多く、次いで「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」が23.8%、「特にない」が21.4%で続いています。障がい種別では、「身体障害者手帳」の方、「精神障害者保健福祉手帳」の方は、「障害年金や福祉金のようなお金の支給」、「療育手帳」の方は「施設や小規模作業所・地域活動支援センター、就労支援など」が最も多くなっています。このような当事者のニーズに応じた支援が必要です。

さらに、障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上が求められています。

### 課題3 教育・療育の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限りともに教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障がいに対する理解を促進することが求められています。

アンケート調査では、「その他」以外では、「あなたは通園・通学していて困っていることはありますか」の設問で、「友だちができない」（17.2%）、「まわりの生徒たちの理解が得られない」（13.8%）が多くなっています。障がい種別では、「身体障害者手帳」の方は「介助体制が十分でない」、「療育手帳」の方は「友だちができない」、「精神障害者保健福

祉手帳」の方は「先生や職員の理解や配慮が足りない」、「まわりの生徒たちの理解が得られない」が最も多くなっています。

高等教育を含む学校教育における障がいのある幼児、児童、生徒及び学生に対する支援を推進するため、障がいのある幼児、児童、生徒及び学生に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備、合理的配慮の提供等の一層の充実が求められています。

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害者への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うための環境整備が求められています。そして、障害者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る。

#### 課題 4 自立と社会参加の促進

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く希望のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮するためには、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成を図ることが必要です。一般就労が困難な方に対しては工賃の水準の向上を図ることが必要です。

アンケート調査では、「働きたいが働けない」と回答した人（70人）に、働けない理由を尋ねたところ、「障がい重い、病弱である」（62.9%）、「働くことが不安である」（35.7%）、「自分にあう（できる）仕事がない」（31.4%）が多くなっています。

また、必要な就労支援策では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が28.6%で最も多く、次いで「会社の障がい者理解」が28.2%、「通勤手段の確保」が23.7%で続いています。こうした実情を踏まえた就労支援が大事です。

また、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援することも求められています。

さらに、障がい者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会が必要です。





## 第3章 計画の考え方

### 1. 基本理念

障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまちをめざします。

この基本理念は、第6次猪名川町総合計画において掲げられた障がい者（児）福祉のめざす方向性に合致しています。第2期猪名川町障がい者（児）福祉計画に掲げたこの基本理念を本計画でも踏襲し、障がいのある人もない人もすべての人が地域社会の一員として人格と個性を互いに尊重し、認めあい、支え合う共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

障がいのある人もない人も  
ともに暮らしやすいまち

### 2. 基本目標

本計画では、「障がいのある人もない人もともに暮らしやすいまち」という基本理念の実現を図るため、4つの基本目標を掲げて取り組みを進めます。

障がいに対する理解、権利擁護の推進

自立した生活支援体制の充実

教育・療育の推進

経済的自立と社会参加の促進

### 3. 施策の体系

基本理念

## 障がいのある人もない人も ともに暮らしやすいまち

基本目標

障がいに対する  
理解、権利擁護

自立した生活  
支援体制の充実

教育・療育の  
充実

経済的自立と  
社会参加の促進

施  
策  
の  
展  
開

1  
差別の解消、権利擁護の  
推進及び虐待の防止

(1) 正しい理解と啓発の促進  
(2) 差別解消及び虐待防止の推進  
(3) 権利擁護の推進

2  
相談支援体制の強化

(1) 相談支援体制の充実

3  
福祉サービスの充実

(1) 障がい福祉サービスの充実

4  
安心・安全な生活環境の  
充実

(1) 居住環境等の整備・改善  
(2) 防災対策の推進  
(3) 交通・移動対策の推進

5  
療育・保育・教育の充実

(1) 障がいのある子どもへの保育・教育の充実  
(2) 発達・療育支援環境の充実  
(3) 福祉教育の推進

6  
保健・医療の充実

(1) 健康づくりの推進  
(2) 医療体制の充実  
(3) 障がいの早期発見・早期療育の推進  
(4) 難病患者等への支援

7  
雇用・就労の充実

(1) 多様な就労への支援  
(2) 雇用・就労の促進  
(3) 職場定着の促進と事業所の理解促進

8  
社会参加の促進

(1) 社会参加の促進  
(2) スポーツ・文化芸術活動の振興  
(3) 情報・意思疎通に関する支援の充実

# 第4章 施策の展開

## 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

障がいのある人もない人も、ともに尊重しあい、ともに生きる共生社会を実現するため、広報誌、啓発セミナー等を通じて、障がいについての正しい知識や制度の理解、また、配慮の意識啓発を促進し、正しい理解のもといきいきとした交流のための環境を整備します。

### (1) 正しい理解と啓発の促進

#### 現状と課題

- ◆ 人権広報誌「人権いながわ」の発行年3回各号に人権特集を掲載するとともに、「自立支援協議会啓発セミナー」を実施しました。自立支援協議会啓発セミナーでは、こやの里特別支援学校の生徒作品展示や、当事者団体等の活動発表などを実施しました。
- ◆ 令和4年4月1日に、「手話言語条例」が施行されたことに伴い、手話への理解を深めるための人権研修やユニバーサルサービス研修を実施しました。今後も、すべての職員が障がいについて理解を深め、適切な配慮や支援ができるよう研修への参加率を高める必要があります。
- ◆ 「ふれあい運動会」や、障がいのある人とその家族、ボランティア等の方々との交流や仲間づくりを目的に「ふれあいバスツアー」を実施しました。
- ◆ 小学生を対象に「ちびっこボランティア講座」を開催し、障がいのある人やボランティア等とのふれあいを通じて、子ども達が積極的に福祉やボランティアへの関心を持つ契機となるように努めました。
- ◆ 高齢者・障がいのある人との交流の機会として、「サマーボランティアスクール」を開催し、障がいのある人を支援するボランティア活動の体験等を実施しました。今後も、受講後にボランティアにつながる活動内容を検討していく必要があります。

#### 施策の展開

| No. | 施策                    | 内容  |
|-----|-----------------------|---|
| 1   | 広報誌や講演会等を通じた啓発        | <ul style="list-style-type: none"><li>● 人権広報誌「人権いながわ」において、障がいのある人の人権についての記事を掲載し、意識啓発を図ります。</li><li>● 障がいのある人の人権をテーマとした啓発セミナーを開催し、住民への意識啓発に努めます。</li></ul> |
| 2   | 障がい者団体等の活動・成果発表の機会の確保 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 啓発セミナーや町のイベントにおいて当事者団体等の活動の発表や成果の展示を行うなど、障がい者団体の活動・成果の発表機会の確保と充実を図ります。</li></ul>                                  |
| 3   | 行政関係職員の研修の充実          | <ul style="list-style-type: none"><li>● 行政関係職員を対象に、障がい福祉にかかる専門的知識や障がいのある人の人権問題をテーマとした研修会を開催します。</li></ul>   |

| No. | 施策              | 内容   |
|-----|-----------------|--|
| 4   | 理解と啓発の促進        | ● 自立支援協議会啓発セミナー等を活用し、障がいのある人への関心と理解を深めるための啓発活動の活性化を図ります。   |
| 5   | ふれあい事業等の実施      | ● 障がいのある人との交流や運動会、バスツアー等を実施し、障がいのある人とその家族、ボランティア等との交流機会の充実に努めます。                                   |
| 6   | 子ども達に対する交流活動の促進 | ● 子ども達が積極的に福祉やボランティアへの関心を持つ契機となるよう、サマーボランティア講座やちびっこボランティア講座を開催し、障がいのある人やボランティアの方々等との交流機会づくりを推進します。 |

## (2) 差別解消及び虐待防止の推進

### 現状と課題

- ◆ 障害者差別解消法に定める地域協議会を設置し、差別の解消に努めました。また、差別事例の収集を目的として、相談記録票を作成しました。
- ◆ 差別的な取り扱いを禁止するため、障がい者人権に関する研修を行いました。
- ◆ 障害者相談員や福祉課の窓口で虐待通報の相談を受けており、事例に応じ適切に対応しています。

### 施策の展開

| No. | 施策              | 内容   |
|-----|-----------------|--|
| 1   | 差別解消のための取り組みの推進 | ● 障害者差別解消法の趣旨や、法に基づく取り組み、事業者に求められる対応等を、ホームページや広報誌等を活用して周知啓発します。<br>● 合理的配慮や障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止等に関する研修等を実施し、障がいのある人への差別の解消を図ります。 |
| 2   | 虐待防止のための取り組みの推進 | ● 相談窓口を設けるなどして介助や介護に携わる家族等の心身の負担の軽減を図り、虐待の防止に努めるとともに、関係機関と連携し、早期発見・対応の体制づくりに取り組みます。  |

## (3) 権利擁護の推進

### 現状と課題

- ◆ 地域福祉計画に基づく、権利擁護制度の周知・促進を行っています。

### 施策の展開

| No. | 施策          | 内容                                   |
|-----|-------------|--------------------------------------|
| 1   | 各種権利擁護制度の周知 | ● 成年後見制度の周知を行い、障がいのある方の権利擁護の促進に努めます。 |

## 2. 相談支援体制の強化

障がいのある人が地域において自立した日常生活、社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。障がいのある人がもつ複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげるための相談体制の強化を図ります。

### (1) 相談支援体制の充実

#### 現状と課題

- ◆ 町障害者相談支援センターにて相談を受け付け、計画相談やモニタリングなどの相談業務を実施しました。ピアカウンセリングについては、自立支援協議会生活支援部会において、ピアサポーターに関する研究を行いました。
- ◆ 民生委員・児童委員の心配事相談をはじめ、障害者相談員や町障害者相談支援センターにおいて相談受付を実施するとともに、高齢者については、地域包括支援センターと連携を図り相談支援を実施しました。
- ◆ 精神に障がいのある人の悩みに応える体制整備にあたり、ピアサポーターの研究を行いました。精神障がい者にも対応した地域ケア体制の構築は未整備であり、今後の課題となっています。引き続き、ピアサポーターの研究を行い、本町で実現可能な運用を検討する必要があります。
- ◆ 地域定着・移行支援とともに町内でのサービス提供環境が確保できていないため、当事者の希望に応じることができるよう環境整備が必要です。

#### 施策の展開

| No. | 施策                       | 内容  |
|-----|--------------------------|---|
| 1   | 障害者相談支援センターにおける相談支援機能の強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害者相談支援センターを相談拠点として、相談支援機能の充実に努めます。また、基幹相談支援センターの設置に向けた検討を進めます。</li> <li>● 障がいのある人の多様化する様々な問題に適切できめ細かな対応ができるよう、相談員に対する研修等を充実し、さらなる質の向上を図ります。</li> <li>● ピアサポーターについての研究を進め、相談支援事業の充実を図ります。</li> </ul> |
| 2   | 福祉の総合相談の実施               | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関の連携を緊密にし、障がいのある人の心配ごと等の相談をはじめ、生活全般にわたる幅広い相談への対応に努めます。</li> </ul>   |
| 3   | 地域自立支援協議会の連携強化           | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域自立支援協議会を通じて保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス事業者やNPO、民間団体等とのネットワーク化・連携を推進し、より専門的・継続的な支援ができるよう体制を強化します。</li> </ul>   |
| 4   | 精神に障がいのある人の地域生活での支援      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 精神に障がいのある人の地域での暮らしを支援するため、住まいや就労の場の選択等に必要な援助や相談等の支援を行う地域ケア体制の構築を図ります。</li> </ul>   |

| No. | 施策                  | 内容  |
|-----|---------------------|---|
| 5   | 地域移行へのニーズ把握と支援体制の構築 | ●施設や病院から地域へ移行したいというニーズを把握するとともに、関係機関との連携を強化し、住まいや医療に関する支援、就労や日中活動支援等、本人にとって必要な支援を継続的に実施します。 |

### 3. 福祉サービスの充実

当事者の生活支援の充実、家族の介護負担の軽減の観点から福祉サービスを量、質ともに充実させ、サービス提供にあたっては、目標を設定し、計画的な整備を図ります。

#### (1) 障がい福祉サービスの充実

##### 現状と課題

- ◆ 町有地の活用としてサウンディング調査を実施し、サービス提供事業所の確保に向けた検討を行いました。
- ◆ 居宅介護や重度訪問看護等の訪問系サービスの提供に努めるとともに、短期入所や日中一時支援により家族のレスパイト支援にも努めました。
- ◆ 医療機関と障害者相談支援センターとで嘱託医契約を行い、連携を図りながら情報共有を行っています。
- ◆ 生活福祉資金更生資金貸付制度については、これまで、希望者がいない状況です。

##### 施策の展開

| No. | 施策                | 内容   |
|-----|-------------------|--|
| 1   | 在宅サービス等の充実        | ●身近な地域で居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスが利用できるよう、サービス提供事業所の確保に努めるとともに、事業の周知に努めます。   |
| 2   | 家族の介護負担の軽減        | ●介護者の負担の軽減を図りながら、障がいのある人が地域で自分らしい生活が送れるよう、短期入所や日中一時支援、ふれあい事業等のサービスや事業の周知、利用促進に努めます。<br>●ニーズに応じたサービスが提供できるよう、引き続きサービス提供事業所の確保に努めます。 |
| 3   | 日中活動系サービスの充実      | ●民間事業者への情報提供や連携の強化により、多様な日中活動系サービスを提供する事業者の参入促進に努めます。  |
| 4   | 医療と福祉の連携体制づくり     | ●障害者相談支援センターに協力医師を配置するなど、医療と福祉の緊密な連携体制の構築に努めます。  |
| 5   | 生活福祉資金更生資金貸付制度の活用 | ●生活福祉資金貸付制度や更生資金貸付制度等の制度を活用し、生業を営むために必要な知識・技術の習得に必要な経費への支援を行います。<br>●他法を含めた、さらなる制度の周知を図ります。  |

| No. | 施策        | 内容   |
|-----|-----------|--|
| 6   | サービスの質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●サービスの質の向上を図り、事業者によるサービス評価を行っていくため、制度の整備に努めます。</li> <li>●事業者に対する第三者評価の周知を図り、受審を促進します。障がいに対する理解や配慮の促進を図ります。</li> </ul> |

## 4. 安心・安全な生活環境の充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立するための住環境や、安全で安心な生活環境を確保することが重要です。安心・安全で暮らしやすい生活環境をつくるため、快適な生活環境の整備を推進します。

### (1) 居住環境等の整備・改善

#### 現状と課題

- ◆ 町有地の活用としてサウンディング調査を実施し、サービス提供事業所の確保に向けた検討を行いました。
- ◆ 入居を含めた生活支援は障害者相談支援センターで適切に実施しています。家賃助成は他自治体等の動向を踏まえ、検討しています。

#### 施策の展開

| No. | 施策            | 内容   |
|-----|---------------|--|
| 1   | グループホームの整備の促進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人の、施設入所から地域生活への移行を実現するため、社会福祉法人等へグループホームの新設を促進します。</li> <li>●運営費等の補助をはじめ、公営住宅や公有財産遊休地、一般住宅の活用を通じて支援を図ります。</li> </ul> |
| 2   | 民間住宅等への入居の支援  | ●民間住宅への入居手続きの支援や家賃補助制度の導入等の取り組みを進めるなど、障がいのある人の居住環境の確保に努めます。  |
| 3   | 地域生活支援拠点の整備   | ●地域生活支援拠点の面的整備を行い、緊急時の連絡体制の構築や緊急時の受入場所の整備、体験の機会・場の確保や専門的人材の確保・養成などの地域の体制づくりを推進していきます。  |

### (2) 防災対策の推進

#### 現状と課題

- ◆ 令和3年度に、災害情報を受信できるタブレット型個別受信機を希望者に配布しました。
- ◆ いなぼうネット・防災情報配信サービス（FAX・固定電話対象）による避難所開設情報などの配信を実施しました。
- ◆ 障がいのある人や高齢者の単独世帯に対して、緊急通報システムによる緊急情報の発信を確保しています。

- ◆ 災害時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿登録者に対し、個人情報の提供にかかる同意確認を実施しました。また、地域（自治会、自主防災会等）に対し、同意者の避難支援のための組織づくりとして、地域支援団体の設立を推進しています。
- ◆ ゆうあいセンターを福祉避難所に位置づけるとともに各小学校のバリアフリー化を推進しています。

#### 施策の展開

| No. | 施策          | 内容  |
|-----|-------------|---|
| 1   | 情報伝達システムの整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者に対して緊急通報システムを整備し、緊急情報の発信を確保します。</li> <li>●防災情報配信サービスにより、FAX、固定電話で災害・防災情報を配信します。</li> <li>●猪名川町災害・防災情報提供システムにより、携帯電話をお持ちでない土砂災害特別警戒区域等にお住いの人に、必要に応じて災害・防災情報を受信するタブレット型の個別受信機を貸与します。</li> </ul> |
| 2   | 災害時避難体制の整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●災害時に支援を必要とする避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、名簿登録者の同意を得た上で平常時から自主防災会等に名簿の提供を行い、安否確認に努めます。</li> </ul>   |
| 3   | 災害時避難場所の整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「猪名川町地域防災計画」に基づき福祉避難所を設置するとともに、避難場所の周知徹底に努め、マイ避難カードの作成を推進します。</li> <li>●各小学校施設や避難指定施設等のバリアフリー改修等を行い、避難場所の安全と利便性の確保に努めます。</li> </ul>   |

### （３）交通・移動対策の推進

#### 現状と課題

- ◆ 福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが自由に生活できる社会の実現に向けて、必要な指導を行いました。また、町内の公共施設や交通機関等におけるバリアフリーの情報について、ホームページ等で情報提供を行っています。  
本町内を走る阪急バスは猪名川営業所、清和台営業所管内に配置されている車両（在籍車両数 78 台）となります。そのうち、ノンステップバスは 64 台となっており、割合では 82.1%となっています。※令和 4 年 9 月末現在
- ◆ 令和 3 年度には、持続可能な公共交通の実現に向けて「地域公共交通計画」を策定しました。さらに、令和 4 年から 2 か年をかけて、目標達成に向けてより具体的な施策に落とし込むための「地域公共交通実施計画」の検討を実施しています。



## 施策の展開

| No. | 施策                   | 内容   |
|-----|----------------------|--|
| 1   | 福祉のまちづくり条例等に基づく施設等整備 | ●福祉のまちづくり条例の主旨に沿い、道路整備や施設建設時には障がいのある人や高齢者等、要援助者に配慮した設計を求めています。   |
| 2   | バリアフリーに関する情報提供の推進    | ●町内の公共施設や交通機関等におけるバリアフリーについて、ホームページや広報誌等による情報提供の充実を図ります。   |
| 3   | 公共交通機関の充実            | ●福祉のまちづくり基本方針に基づき、事業者と連携しながら計画的にノンステップバスの導入を進めます。<br>●町内の移動を支える各交通モードが役割に応じてサービスを継続できるよう連携したネットワークの構築に努めます。<br>●公共交通を「社会的なインフラ(=基盤)」と捉え、高齢者や障がい者、学生など自動車を持たない人にとっては、生活に欠かせない移動手段として維持していきます。 |

## 5. 療育・保育・教育の充実

障がいのある子どもが将来の自立に向け、健やかに成長できるよう、障がいの特性に応じた適切な治療や訓練を提供し、希望すれば地域活動や就労といった社会参加ができるよう支援を行います。また、障がいのある人もない人もともに生きやすくなるよう福祉教育を推進します。

### (1) 障がいのある子どもへの保育・教育の充実

#### 現状と課題

- ◆ 町立幼稚園においては、町教育支援委員会の審議を経て、保護者との合意形成を得られた障がいのある幼児が入園し、町が配置した特別支援教育支援員の支援を受けて、幼稚園教育を受けています。また、猪名川保育園においては、障がいのある園児に対し職員を加配して受け入れています。
- ◆ 特別支援教育の研究研修が進められ、全学校・園で校(園)内支援委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを中心にして、医療・福祉との連携を深め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進しています。また、誰もがわかりやすい保育・授業や誰もが過ごしやすい環境の整備等ユニバーサルデザイン化を進めています。
- ◆ 特別支援学校に通う児童・生徒に対しては、通学に要する費用を一部助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、川西養護学校に対して、運営主体である川西市と協議し、運営費の応分負担を行い適切に実施しています。
- ◆ 留守家庭児童育成室(学童保育)においては、特別支援学級在籍児童一人に対し指導員を一人加配しています。今後、保護者の就労等により放課後及び長期休暇時に学童保育を利用する家庭が増えることが予想されるため、受け入れの充実を図る必要があります。

- ◆ 学校・園の見学や体験入学などの機会を積極的に設け、保護者への情報提供を実施するとともに、高等学校への引継ぎを積極的に行いました。今後も、個々のニーズに応じた学びの場が考えられるよう、本人、保護者、学校園等、関係者・機関との連携を深め、より丁寧な移行支援を実施していく必要があります。
- ◆ 生徒の得意を活かせる場、ニーズにあった場での職場体験活動が行えるよう、事業所と丁寧な連携を図り、職場体験活動を実施しました。
- ◆ 特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、特別支援教育支援員、スクールアシスタント等特別支援教育に関わる担当者別の研修を年間各2回以上実施し、理解を深めました。

### 施策の展開

| No. | 施策                         | 内容   |
|-----|----------------------------|--|
| 1   | 障がい児保育の充実                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園・こども園において、障がいのある幼児の受け入れを行います。</li> <li>● 保育環境のユニバーサルデザイン化を推進し、適切な環境づくりに努めます。</li> </ul>  |
| 2   | 一人ひとりの障がいの特性に配慮した保育・教育の実施  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援教育コーディネーターを中心に、医療・福祉との連携を深め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。</li> <li>● 誰もがわかりやすい保育・授業や、誰もが過ごしやすい環境の整備等、ユニバーサルデザイン化を進めます。</li> <li>● 就学前教育と小・中学校との連携を強化し、障がいのある児童・生徒の保育、就学、進学にあたって、円滑な移行を支援します。</li> </ul> |
| 3   | 特別支援学校への通学助成及び運営経費の負担      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 特別支援学校に通う児童・生徒に対して、通学に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</li> <li>● 通学する児童・生徒にかかる運営経費の一部を負担し、障がいのある児童・生徒への教育環境の維持と確保に努めます。</li> </ul>  |
| 4   | 学童保育等における障がいのある子どもの受け入れの充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働等により日中家庭に保護者がいない障がいのある児童の、放課後・長期休暇時の活動支援として、学童保育等における受け入れの充実を図ります。</li> </ul>   |
| 5   | 関係機関の連携による進路移行の支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいの程度や本人の希望に応じて学校見学や体験入学等を行い、進路決定を支援するとともに、高校等進学に際しての引継ぎを行い、円滑な進路移行を支援します。</li> </ul>  |
| 6   | 中学校特別支援学級における現場学習体験の実施     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 共生社会の形成に向けた地域の理解を深めるため、トライやる・ウィーク等において、福祉施設以外の事業所等での活動体験を推進します。</li> <li>● 職場体験を行う、障がいのある生徒の受け入れ事業所の開拓を推進します。</li> </ul>  |
| 7   | 特別支援教育の理解のための教職員研修の促進      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 多様な障がいの程度や特性に対応できるよう、教職員を対象とした特別支援教育に関する啓発・研修活動を充実させます。</li> </ul>  |

## (2) 発達・療育支援環境の充実

### 現状と課題

- ◆ 障害児発達支援センター川西さくら園に通う児童について、通園バスを手配し、自家用車利用者については、通園助成を行いました。
- ◆ 保健センターで小児科医師、心理士、言語聴覚士、理学療法士による発達相談や必要に応じて町の療育支援事業につなげるなど、療育環境などについて、保護者の思いを聞きながらアドバイスを行いました。
- ◆ 障害者相談支援センターが中心となって、保健センター、地域の医療機関等の専門の相談員と連携を図りました。
- ◆ 乳幼児健診や相談事業において、福祉サービスの利用が必要となった場合には、相談支援センター等の相談員と連携し、継続した支援を行っています。その他の相談機関についても必要に応じて連携を図っています。
- ◆ 猪名川町障害者自立支援協議会の教育支援部会でサポートファイルの普及・啓発の取り組みを行いました。

### 施策の展開

| No. | 施策                        | 内容  |
|-----|---------------------------|---|
| 1   | 児童発達支援センターへの通園・運営支援及び設置検討 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援センターに通う就学前児童に対して、通園バスの手配や、自家用車利用者への通園助成を行い、通園の支援を行います。</li> <li>●児童発達支援センターの運営費の負担を行い、就学前児童の発達支援の場の維持・確保に努めます。</li> <li>●児童発達支援センターの町内への設置に向けた検討を行い、発達・療育支援環境の整備を図ります。</li> </ul> |
| 2   | 療育の相談支援                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保健センターで専門医や専門職による発達相談や必要に応じて町の療育支援事業につなげるなど、療育環境等について、保護者の思いを聞きながらアドバイスを行います。</li> </ul>  |
| 3   | 療育相談体制の充実                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者相談支援センターが中心となって、関係機関と連携し、必要な支援を行います。</li> </ul>  |
| 4   | 一貫した支援体制づくり               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●個々の情報を記入できるサポートファイルについて、適宜内容を見直すとともに、普及に努め、支援状況が整理しやすい環境を整備します。</li> </ul>  |

### (3) 福祉教育の推進

#### 現状と課題

- ◆ 町内の小・中学校全校を福祉教育協力校に指定し、福祉体験学習や福祉講演会等の実施を通じて、障がいに関する福祉教育を行いました。引き続き取り組みを推進するにあたり、取り組みが形骸化しないよう内容の工夫等を図る必要があります。
- ◆ 児童・生徒が障がいのある人や高齢者に対する共感と理解を深め、心豊かな人間として成長できるよう、障がいのある人による講演やキャップハンディ体験等を実施しました。
- ◆ トライやる・ウィークの活動場所として福祉施設を設定しています。

#### 施策の展開

| No. | 施策         | 内容   |
|-----|------------|--|
| 1   | 福祉教育協力校の指定 | ●全校を福祉教育協力校に指定し、各校の実態に応じて、福祉体験学習、福祉講演会、施設見学等の取り組みを推進します。   |
| 2   | 福祉教育の推進    | ●福祉講演会やアイマスク・車いす体験、介護施設、福祉施設等、障がいのある人についての理解を深め、支援の実践力を習得できるよう、体験活動を実施します。<br>●児童・生徒と保護者・地域がともに学びあう機会づくりに努めます。 |

## 6. 保健・医療の充実

障がいやその原因となる疾病を予防し、健康を維持するとともに、障がいを早期に発見し、適切なサービスにつなげるため、保健・医療・福祉の連携体制を強化します。また、障がいがあっても安心して暮らせるよう、医療体制の充実を推進します。

### (1) 健康づくりの推進

#### 現状と課題

- ◆ 保健センターで健康づくり教室や食育に関する教室、老人会・各地域での健康相談・教室や100万歩チャレンジ事業等、健康に関する事業を実施して啓発に努めています。
- ◆ 毎年度、集団健（検）診〔特定健診・健康診査・がん検診〕の案内を保健センターから健（検）診対象者のいる各世帯に発送しています。集団健（検）診以外の健（検）診の紹介や歯科健診の案内等のチラシも同封し健（検）診の周知・勧奨に努めています。また、健（検）診結果送付時にはパンフレットを同封し、生活習慣病予防の啓発を行っています。
- ◆ 健（検）診は若い世代ほど受診率が低い傾向にあるほか、高齢になるとフレイルやサルコペニア、ロコモティブシンドロームのリスクが高くなることから、健（検）診の周知や受けやすい体制づくりや、健康づくりに関する情報提供の充実に取り組む必要があります。
- ◆ 障害者相談員を中心に相談や援助を行うとともに、兵庫県主催の心の相談窓口について広報誌で情報提供を行っています。

## 施策の展開

| No. | 施策          | 内容  |
|-----|-------------|---|
| 1   | 健康づくりの推進    | <ul style="list-style-type: none"><li>●健康に関する知識の普及・啓発や積極的な健康情報の周知に努めます。</li><li>●健康に関する自己管理意識の高揚を図るため、健康づくり教室や健康相談等の取り組みを推進します。</li><li>●総合型地域スポーツクラブ事業や各種スポーツ教室等について、広報等を活用して周知し、参加を促進します。</li><li>●地域健康づくり支援員を通じて、各地域での健康づくり活動を支援します。</li></ul> |
| 2   | 健(検)診の推進と活用 | <ul style="list-style-type: none"><li>●健(検)診の受診を働きかけます。</li><li>●健(検)診案内や結果送付時にパンフレットを同封したり、面談・電話・ICを活用した相談事業を行い、健(検)診の結果を活用して生活改善や疾患の予防につなげられるよう支援します。</li></ul>   |
| 3   | 精神保健対策の充実   | <ul style="list-style-type: none"><li>●こころの健康に関する情報や相談機関について周知に努めます。</li><li>●障害者相談員を中心に精神専門の窓口や医療機関等についての情報提供、日常生活支援等についての相談や援助を行います。</li></ul>  |

## (2) 医療体制の充実

### 現状と課題

- ◆ 緊急時の医療の確保については、3市1町(伊丹市・宝塚市・川西市・猪名川町)で夜間、休日における小児救急医療体制の確保を図るため、阪神北広域こども急病センターの運営が円滑に行われるよう実施しています。
- ◆ 内科及び歯科の休日診療の運営に関し、川西市や関係機関と連携し運営が円滑に行われるよう実施しています。
- ◆ 耳鼻咽喉科・眼科診療の休日診療は、尼崎休日夜間急病診療所で実施しています。
- ◆ 健康・医療への不安軽減を目的として24時間体制で健康・医療・育児・介護・メンタルヘルスの相談を医師・保健師・看護師等により対応する「いながわ健康・医療相談ほっとライン24」を実施し、ホームページや広報等での啓発を行っています。
- ◆ 自立支援協議会において、医療・福祉の連携を図り、障がいのある人が生活を行う上で、支障となる地域課題の検証を行っています。

## 施策の展開

| No. | 施策                  | 内容   |
|-----|---------------------|--|
| 1   | 広域的連携による休日・夜間の医療の確保 | ●圏域内の連携により、休日や夜間等において、診察が受けられる体制づくりを進めます。                  |
| 2   | 地域医療との連携            | ●障がいのある人や高齢者をはじめ、住民が安心して暮らせるよう、地域の医療機関との連携を強化し、体制の充実を図ります。 |

### (3) 障がいの早期発見・早期療育の推進

#### 現状と課題

- ◆ 特定健診は平成 30 年度から 20 歳以上を対象者として実施しており、がん検診を含め、健（検）診対象年齢の人には集団健（検）診申込書で受診勧奨を行っています。平成 21 年度から対象年齢の人に子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券を、平成 29 年度からは対象年齢の人に肝炎ウイルス検診の無料クーポン券を発券し、受診者数の増加と予防の啓発を図っています。
- ◆ 集団健（検）診では、婦人科検診は乳がん・子宮頸がん・骨粗しょう症検診を 1 日で、それ以外の集団健（検）診も 1 日で受診できるようにしています。平成 27 年度から婦人科検診、平成 30 年度からがん検診で託児の日を設定しています。
- ◆ 乳幼児健診は対象者に個別通知を実施し、未受診の方には文書・電話・訪問で状況確認を行っています。健診で経過観察・精密検査が必要になった方には医療機関紹介や保健センターで実施している相談事業に案内し、必要に応じて児童デイや療育施設につなげています。その他、必要に応じて、保健師による訪問を行っています。
- ◆ 発達や育児で専門的な相談が必要な方には、保健センターが実施している相談事業や病院、療育の案内を行っています。また、保育園において、保健師、保育士、言語療法士、民生委員児童委員の主任児童委員がスタッフとなり、遊び方教室を月 2 回実施しています。ただし、相談事業を拒否されるケースがあり、必要な支援が遅れないように努めています。
- ◆ 全妊婦に、定期的に妊婦健診が受診できるように妊婦健診費用助成を行っています。
- ◆ 母子健康手帳や妊婦健康診断助成券発行時に、助産師・保健師による面談を実施し、セルフプランを作成し、妊娠・出産子育ての相談支援を実施しています。令和 5 年 2 月からは「伴走型相談支援」と「出産・子育て応援交付金の給付」を一体的に実施しています。
- ◆ 出生連絡票や出生届出後、助産師・保健師が訪問を行い、乳幼児や産婦の状態を確認し、保健指導を行うとともに、必要に応じて他機関と連携を図り支援を行っています。
- ◆ 療育訓練として平成 25 年度より理学療法・作業療法・言語聴覚療法を実施しています。

### 施策の展開

| No. | 施策                                       | 内容  |
|-----|--|---|
| 1   | 各種健(検)診の実施                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいの原因となる生活習慣病の発生を未然に防ぐため、各世代にわたって各種健(検)診を推進します。</li> <li>●乳幼児の健全育成及び障がいや疾病の早期発見・早期治療、虐待予防につなげるよう、乳幼児の各時期において乳幼児健康診査を実施し、関係機関と連携を図りながら支援します。</li> </ul> |
| 2   | 成長発達に心配がある・障がい(傾向)のある方や育児不安のある保護者への支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●保健センターでの発達相談や各種教室等により、成長発達に心配のある方や障がい(傾向)のある方、育児不安のある保護者への指導・相談を充実します。</li> </ul>   |
| 3   | 支援事業の充実                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたる家庭に、訪問・電話・対面・ICTを使用するなど様々な手段を用いて面談を行い、切れ目のない身近な支援の充実と、継続的な情報発信を行います。</li> </ul>   |
| 4   | 療育支援事業の実施                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●就学児(小学1年～高校3年)を対象とした機能訓練を引き続き推進するとともに、乳幼児を対象とした機能訓練や日常生活動作訓練等を実施します。</li> </ul>   |

## (4) 難病患者等への支援

### 現状と課題

- ◆ 障害者手帳を持たない指定難病患者に対し、日常生活用具の交付を行っています。

### 施策の展開

| No. | 施策         | 内容   |
|-----|------------|--|
| 1   | 指定難病患者への支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者手帳を持たない指定難病患者について、兵庫県健康福祉事務所と連携し、必要な支援を行います。</li> </ul> |

## 7. 雇用・就労の充実

障がいのある人が働く意欲を持ち、一人ひとりにあった働き方が選べるよう環境をいっそう充実させます。障がいのある人の就職や雇用に関する事業の周知・利用促進に積極的に努め、多様な就労の場を確保し、相談支援体制を強化していきます。

### (1) 多様な就労への支援

#### 現状と課題

- ◆ 一般就労に向け指導助言を行い、一般就労に結び付いた方については、職場適応援助者（ジョブコーチ）制度の案内を行いました。
- ◆ 道の駅猪名川でクッキーや木工品、野菜の販売を実施するとともに、贈答品やふるさと納税の返礼品として活用しています。また、障害者就労施設等からの物品等の調達の町内部目標を設定することで、推進を図りました。
- ◆ 就労継続支援事業について、就労継続支援A型・B型事業所が参入しましたが、利用者が確保されていないなどの課題があります。

#### 施策の展開

| No. | 施策              | 内容   |
|-----|-----------------|--|
| 1   | 一般就労の促進         | ●障害者就労支援センターが中心となって、一般就労に向けたサービス支援や指導助言を行っていきます。   |
| 2   | 道の駅いながわ等での作品の販売 | ●公共施設、福祉施設や道の駅において製品の販売を行い、販路や売り場を確保します。<br>●自立支援協議会の就労支援部会で就労継続支援B型事業所の販促用パンフレットを作成するなど、販路の拡大を図ります。 |
| 3   | 就労継続支援事業の推進     | ●サービス提供事業所の参入を促進し、受入体制の確保に努めます。<br>●事業所設置後は利用者が確保できるよう事業所の周知に努めます。                                   |

### (2) 雇用・就労の促進

#### 現状と課題

- ◆ 町職員の令和5年6月1日現在の実雇用率は2.74%となっており、法定雇用率の2.6%を達成していますが、雇用率の段階的引き上げにより、令和8年度には法定雇用率が3%となることから、さらなる採用拡大が必要となります。
- ◆ トライアル雇用の需要の高まりを受け、自立支援協議会就労支援部会で町内事業者アンケートを実施し、実習受け入れ可能な事業所と調整を行っています。
- ◆ 特別支援学校から直接就労継続支援B型事業所へ通所する場合のアセスメントを就労移行支援事業所に依頼し、就労事業所との連携を図り一般就労へとつなげています。



### 施策の展開

| No. | 施策              | 内容  |
|-----|-----------------|---|
| 1   | 町職員への採用<br>拡大   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者法定雇用率の達成を維持するとともに、さらなる採用拡大に努めます。</li> <li>●働き方の選択肢の拡大や長く安定的に働き続けられる職場環境の整備に向け、環境整備を進めます。</li> </ul> |
| 2   | トライアル雇用の<br>推進  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●短期間の試行雇用(トライアル雇用)を推進し、障がいのある人の障がいや職業能力について正しい理解の普及を図るとともに、受入事業所の拡充を推進します。</li> </ul>                    |
| 3   | 就労移行支援事業<br>の推進 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●就労移行支援事業所や特別支援学校等との連携を図り、一般就労への円滑な移行を推進します。</li> </ul>  |

### (3) 職場定着の促進と事業所の理解促進

#### 現状と課題

- ◆ 障害者就労支援センターにおいて、障がい者の雇用に結びつく必要なスキルや、継続して働くための助言等を行うとともに、就労定着支援などの福祉サービスの提供を実施しています。
- ◆ 障害者自立支援協議会に商工会役員も参加し、情報交換を実施しています。

#### 施策の展開

| No. | 施策                  | 内容  |
|-----|---------------------|---|
| 1   | 障害者就労支援センターの取り組みの強化 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本町における就労支援の拠点として、就労、福祉、教育等関係機関の連携を図ります。</li> <li>●障がいのある人が一般就労するにあたって必要とされるスキルや能力の育成について助言を行います。</li> <li>●一般就労した方の長期的な定着支援を図るため、助言・相談・職場環境の調整を行います。</li> </ul> |
| 2   | 就労・生活支援の<br>充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●働く意欲を持つ障がいのある人に対して、就労と生活への相談支援や就職後のフォロー、離職後のケア等、就労・生活支援の充実を図ります。</li> </ul>   |
| 3   | 関連制度・施策の<br>周知      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人の雇用に関わる制度や施策について、町内の事業所等に対する周知に努めます。</li> </ul>  |

## 8. 社会参加の促進

障がいのある人が地域活動やスポーツ活動、文化・芸術活動等に積極的に参加できるよう、あらゆる参加機会の充実に取り組み、情報発信を工夫し情報を必要としている人に届くよう努めます。

また、障がいのある人が、学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができるよう、教育施策とスポーツ施策、福祉施策、労働施策等を連動させながら支援していく環境整備に努めます。

### (1) 社会参加の促進

#### 現状と課題

- ◆ 障がいのある人の活動をサポートするため、猪名川町社会福祉協議会主催によるボランティア講座を実施し、募集チラシなどを配布し、広く啓発に努めています。ボランティア活動者については、年齢層が高くなっており、新たな活動者の増員を図る必要があります。
- ◆ 障がいのある人とその家族、ボランティア等の方々との交流や仲間づくりを目的に「ふれあいバスツアー」を実施しました。
- ◆ 当事者が利用できる地域活動支援センターを設置し、精神障害者団体である、こころ猪名川家族会が毎月ワンピースとして家族や当事者の相談を受けています。団体には活動支援のための補助金を交付しています。
- ◆ 精神疾患のある方が地域の中で暮らすことを目的として、創作活動プログラムや社会との交流促進プログラムを提供しました。

#### 施策の展開

| No. | 施策                        | 内容  |
|-----|---------------------------|---|
| 1   | 障がいのある人の活動をサポートする人材の育成・支援 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の誰もが気軽にボランティア活動に参加できるよう、様々な情報を広報誌や社会福祉協議会のボランティアセンターを通して提供します。</li> <li>●ボランティアを必要としている人に支援が行き届くよう、ボランティアコーディネーター等のボランティアセンター機能の充実を図ります。</li> <li>●交流会等を開催し、障がいのある人と住民がふれあえる場の確保に努めます。</li> </ul> |
| 2   | 当事者団体等の活動への支援             | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ピアサポート(仲間同士の支援)を活性化させるために、悩みを抱えた家族や介護者がお互いの悩みを自由に話し合える場の提供や、勉強会等を通じてお互いを支え合う家族会等の組織化への支援を図ります。</li> <li>●当事者や家族の団体と緊密に意見交換を行い、団体の活動を支援します。</li> </ul>   |
| 3   | 地域活動支援センターを活用した社会参加の場の提供  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●精神に障がいのある人の交流の場として、地域活動支援センターを活用し、利用者の社会参加を促進します。</li> <li>●利用者が利用しやすい運用形態に努めます。</li> </ul>   |

## (2) スポーツ・文化芸術活動の振興

### 現状と課題

- ◆ 「ふれあい運動会」、兵庫県主催の「のじぎくスポーツ大会」などのスポーツ・レクリエーションの機会づくりに努めました。
- ◆ 各種講演会に手話通訳者や要約筆記者を配置し、障がいのある人が、参加しやすい環境づくりに努めています。
- ◆ 毎年度阪神地域で実施される視覚に障がいのある人を対象とした「青い鳥学級」と聴覚に障がいのある人を対象とした「くすの木学級」について、関係課等と連携し、事業開催の周知を行うことで新規参加者を増やすなど、啓発に努めました。
- ◆ 社会教育の施設改修を適宜実施し、ユニバーサルデザインに基づく整備を行います。

### 施策の展開

| No. | 施策                  | 内容  |
|-----|---------------------|---|
| 1   | 運動会やスポーツイベントの実施     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいのある人を対象としたふれあい運動会事業を実施します。</li> <li>●障がいの有無に関わらず、手軽に楽しみ参加できるスポーツ・レクリエーションの機会づくりに努めます。</li> </ul> |
| 2   | 各種スポーツ大会への参加促進      | ●兵庫県主催の競技会等、各種スポーツ大会への参加促進、選手派遣等にかかる支援を促進します。   |
| 3   | 各種の文化活動講座・講習会の実施    | ●文化活動講座や講習会等への参加を促進するため、対象者のニーズの把握に努めます。  |
| 4   | 青い鳥学級・くすの木学級の開催啓発活動 | ●阪神間の視覚・聴覚に障がいのある人を対象とした社会学級の実施について、開催の啓発等の支援を行います。   |
| 5   | 社会教育施設の改修           | ●競技会や文化事業で使用される社会教育施設等について、経年劣化による施設の老朽化に伴う改修や修繕を行う際には、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を行います。  |
| 6   | 生涯学習の推進のための環境整備     | ●学校卒業後における学びの支援、福祉、保健、医療、労働等の関係部局と連携した進学・就職を含む切れ目ない支援体制の整備、障害のある人の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する特別支援教育、障がい者スポーツや障がいのある人の文化芸術活動のための環境整備を実施します。     |

### (3) 情報・意思疎通に関する支援の充実

#### 現状と課題

- ◆ 猪名川町社会福祉協議会において、手話奉仕員養成講座養成講習会（入門編・基礎編）を実施し、講習終了後には、手話サークルにて継続的に学ぶことで、その後のボランティア活動に活かしています。また、要約筆記啓発講座や要約筆記者スキルアップ講座を開催し、参加者のスキルアップにつなげる取り組みを実施しています。
- ◆ 「声の広報」を配布し視覚に障がいのある人への情報保障に努めるとともに、「きらっといながわ」の動画に字幕を貼付し配信しました。
- ◆ 図書館においては、拡大読書器の設置、また、デジター図書や点字図書、大活字本、朗読CDの収集・貸出のほか、ボランティアによる対面朗読制度などを設けています。
- ◆ 耳マークやコミュニケーション支援のためのホワイトボードを全窓口で設置しました。聴覚・視覚に障がいのある人等には、意思疎通支援事業により手話通訳者や要約筆記者の派遣を行いました。

#### 施策の展開

| No. | 施策                 | 内容   |
|-----|--------------------|--|
| 1   | 技能・技術ボランティア養成講座の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア養成講座を実施し、手話や要約筆記等の専門的な技能・技術を有するボランティアの養成を図ります。</li> <li>● フォローアップ研修等により資質の向上を図ります。</li> </ul>                               |
| 2   | 障がいの特性に配慮した情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 視覚に障がいのある人等に対して、ゆうあいセンターや図書館では、声の広報や、点字図書の貸出を行うなど、障がいのある人の特性に応じた情報提供に努めます。</li> <li>● 声の広報の登録者増加を図るため、情報の周知や利用促進に努めます。</li> </ul> |
| 3   | 庁内における情報保障の充実      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耳マークの普及を図るとともに、聴覚・視覚に障がいのある人等に対し、点字・手話通訳・要約筆記による対応を行います。</li> <li>● 視覚・聴覚障がいのある人及び視覚・聴覚障害者団体と連携し、情報保障のあり方について協議を行います。</li> </ul>  |
| 4   | 学習機会の提供            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大活字本や朗読CDの購入を通して、学習機会を提供し、情報収集の機会づくりに努めるとともに、対象者へのさらなる啓発に努めます。</li> </ul>   |

# 第5章 障がい福祉計画

## 1. 令和8・11年度の数値目標

### (1) 施設入所者の地域生活移行者数

#### 国の基本指針

| 令和8年度末における目標値 |                                |
|---------------|--------------------------------|
| ●             | 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行   |
| ●             | 施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減 |

#### 町の目標設定の考え方

- ◆ 障がいのある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある人のうち、自立訓練等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する人数を令和4年度末の2人から6%以上が移行することとし、第6期計画の未達成成分を上乗せし、移行者数は1人とします。
- ◆ 施設入所者数については、令和4年度の15人から5%以上削減することとし、施設入所者数は11人とします。

| 指標        | 令和8年度末における目標値 | 令和11年度末における目標値 |
|-----------|---------------|----------------|
| 地域移行者数(人) | 1             | 1              |
| 施設入所者数(人) | 11            | 10             |

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 国の基本指針

| 令和8年度末における目標値 |  |
|---------------|--|
| ●             | 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数平均326日以上 |
| ●             | 精神病床における65歳以上及び65歳未満の1年以上長期入院患者数(都道府県)   |
| ●             | 精神病床における早期退院率(都道府県)                      |
|               | 入院後3か月時点:69%以上                           |
|               | 入院後6か月時点:86%以上                           |
|               | 入院後1年時点の退院率:91%以上                        |

### 町の目標設定の考え方

- ◆ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を1か所設置します。

| 指標       | 令和8年度末における<br>目標値 | 令和11年度末における<br>目標値 |
|----------|-------------------|--------------------|
| 協議の場の設置数 | 1                 | 1                  |

## (3) 地域生活支援の充実

### 国の基本指針

| 令和8年度末における目標値   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保</li><li>● 年1回以上運用状況を検証及び検討</li><li>● コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築</li><li>● 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実</li></ul> |

### 町の目標設定の考え方

- ◆ 障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点・地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を令和2年度に整備しました。
- ◆ 地域生活支援拠点の整備にあたっては、グループホーム等の事業所の調査・研修に努めます。

| 指標                    | 令和8年度末における<br>目標値 | 令和11年度末における<br>目標値 |
|-----------------------|-------------------|--------------------|
| 地域生活支援拠点等か所数（か所）      | 1                 | 1                  |
| 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実 | 1                 | 1                  |
| グループホームの整備            | 8                 | 16                 |

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

### 国の基本指針

| 令和8年度末における目標値  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する人が令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上</li><li>● 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上</li></ul> |

- 就労定着支援事業利用者数が令和3（2021）年度末の1.41倍以上
- 就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上

#### 町の目標設定の考え方

- ◆ 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人を令和3年度末の実績である0人から増加をめざし、目標値は3人とします。
- ◆ 就労定着支援事業の利用者数は、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することをめざし、目標値を3人とします。
- ◆ 就労定着支援により、支援開始から1年後の職場定着率が7割以上の事業所の確保をめざします。

| 指標                             | 令和8年度末における<br>目標値 | 令和11年度末における<br>目標値 |
|--------------------------------|-------------------|--------------------|
| 福祉施設から一般就労への移行者数<br>(人)        | 3                 | 4                  |
| 就労定着支援事業の利用者数(人)               | 3                 | 3                  |
| 就労定着率が7割以上の就労移行支援<br>事業所数(事業所) | 0                 | 1                  |

### (5) 発達障害者等に対する支援等

#### 国の基本指針

| 令和8年度末における目標値   |
|---|
| ●ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し、支援プログラム等の受講者数の見込みを設定 |

#### 町の目標設定の考え方

- ◆ 支援プログラム等の周知及び実施者の確保等を行うことにより、受講者数の増加をめざし、目標値を5人とします。

| 指標   | 令和8年度末における<br>目標値 | 令和11年度末における<br>目標値 |
|--|-------------------|--------------------|
| ペアレントトレーニングやペアレント<br>プログラム等の支援プログラム等の受<br>講者数(人) | 5                 | 7                  |

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 国の基本指針

| 令和8年度末における目標値 |  |
|---------------|--|
| ●             | 相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置 |
| ●             | 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善  |

### 町の目標設定の考え方

- ◆ 基幹相談支援センターは、令和8年度末に1か所設置することをめざします。
- ◆ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤は、令和5年度末の実績がないため、令和8年度末までに改善・開発することをめざします。

| 指標                                | 令和8年度末における目標値 | 令和11年度末における目標値 |
|-----------------------------------|---------------|----------------|
| 基幹相談支援センターを設置（か所）                 | 1             | 1              |
| 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 | 実施            | 実施             |

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

### 国の基本指針

| 令和8年度末における目標値 |  |
|---------------|--|
| ●             | 利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築 |

### 町の目標設定の考え方

- ◆ 障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が必要とする障害福祉サービス等を提供していくことを目的にサービスの質の向上を図るため、令和8年度末までに体制構築をめざします。

| 指標                  | 令和8年度末における目標値 | 令和11年度末における目標値 |
|---------------------|---------------|----------------|
| サービスの質の向上を図るための体制構築 | 構築            | 構築             |



## 2. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

令和6年度から令和11年度までの各年度における障がい福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

### (1) 訪問系サービスの見込量と確保方策

#### ■サービスの内容

| サービス名      | 内容  |
|------------|---|
| 居宅介護       | 入浴、排せつ、食事の介護等居宅での生活全般にわたる支援。  |
| 重度訪問介護     | 重度の肢体不自由者または重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等総合的な介護。 |
| 同行援護       | 重度の視覚障がいにより移動が困難な人の外出時における移動支援。   |
| 行動援護       | 行動上著しい困難がある人に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出の際の移動支援。                                  |
| 重度障害者等包括支援 | 常に介護が必要な人に対する居宅介護その他の包括的な介護。  |

#### ■サービスの利用見込量

| サービス名      | 単位   | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 居宅介護       | 時間/月 | 720  | 740  | 760  | 780  | 800   | 820   |
|            | 人/月  | 34   | 35   | 36   | 37   | 38    | 39    |
| 重度訪問介護     | 時間/月 | 360  | 360  | 360  | 480  | 480   | 480   |
|            | 人/月  | 2    | 2    | 2    | 3    | 3     | 3     |
| 同行援護       | 時間/月 | 40   | 40   | 40   | 50   | 50    | 50    |
|            | 人/月  | 4    | 4    | 4    | 5    | 5     | 5     |
| 行動援護       | 時間/月 | 35   | 35   | 35   | 40   | 40    | 40    |
|            | 人/月  | 3    | 3    | 3    | 4    | 4     | 4     |
| 重度障害者等包括支援 | 時間/月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |
|            | 人/月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 0     | 0     |

※時間/月…そのサービスを利用した時間の1か月あたりの合計のこと。

仮に毎日1時間ずつ3人が、22日間利用した場合の総数は、66時間/月となります。

※人日/月…そのサービスの1か月あたりの延べ提供日数のこと。

仮に毎日3人が、22日間利用した場合の総数は、66人日/月となります。

※人/月…そのサービスの1か月あたりの実利用人数のこと

仮に1か月の間に3人が利用した場合の総数は、3人/月となります。

## ■確保方策

- 「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」については、第6期計画期間中の利用実績と本町の動向を踏まえ、今後増加するものとして、実績の伸びを踏まえ、利用人数と利用時間の見込みを算出しています。

## (2) 日中活動系サービスの見込量と確保方策

### ■サービスの内容

| サービス名                          | 内容   |
|--------------------------------|--|
| 生活介護                           | 障がい者支援施設等の施設で日中行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生活活動の機会提供。                       |
| 自立訓練<br>(機能訓練・生活訓練)            | 自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練の提供。                           |
| 就労選択支援                         | 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援。 |
| 就労移行支援                         | 就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練の提供。                                |
| 就労継続支援<br>(A型＝雇成型・<br>B型＝非雇成型) | 通常の事業所で雇用されることが困難な人に対して、就労機会の提供、就労に必要な知識や能力の向上を図るための訓練の提供。             |
| 就労定着支援                         | 就業に伴う生活面の課題に対応できるようにするための事業所・家族との連絡調整等の支援。                             |
| 療養介護                           | 医療が必要な人に対して、病院等で日中に行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助。            |
| 短期入所                           | 介護者の病気等によって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事の介護。                          |

## ■サービスの利用見込量

| サービス名          | 単位   | 令和6年  | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|----------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 生活介護           | 人日/月 | 900   | 920   | 940   | 960   | 980   | 1,000 |
|                | 人/月  | 51    | 52    | 53    | 54    | 55    | 56    |
| 自立訓練<br>(機能訓練) | 人日/月 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|                | 人/月  | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 自立訓練<br>(生活訓練) | 人日/月 | 17    | 17    | 17    | 17    | 17    | 17    |
|                | 人/月  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 就労選択支援         | 人/月  | -     | 1     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 就労移行支援         | 人日/月 | 140   | 140   | 160   | 160   | 180   | 180   |
|                | 人/月  | 7     | 7     | 8     | 8     | 9     | 9     |
| 就労継続支援A型       | 人日/月 | 360   | 360   | 380   | 380   | 400   | 400   |
|                | 人/月  | 18    | 18    | 19    | 19    | 20    | 20    |
| 就労継続支援B型       | 人日/月 | 1,260 | 1,260 | 1,350 | 1,350 | 1,440 | 1,440 |
|                | 人/月  | 70    | 70    | 75    | 75    | 80    | 80    |
| 就労定着支援         | 人/月  | 1     | 1     | 2     | 2     | 3     | 3     |
| 療養介護           | 人/月  | 3     | 3     | 3     | 4     | 4     | 4     |
| 短期入所           | 人日/月 | 137   | 148   | 159   | 170   | 181   | 192   |
|                | 人/月  | 30    | 31    | 32    | 33    | 34    | 35    |

## ■確保方策

- 「生活介護」については、施設入所者の地域生活への移行が進むことにより、利用増加を見込み、それに対応したサービス量の確保に努めます。
- 「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」「就労移行支援」「就労継続支援（A・B型）」「療養介護」「短期入所」については、第6期計画期間中の利用実績と本町の動向を踏まえ、実績の伸びを考慮し、利用人数と利用時間の見込みを算出しています。
- 「就労定着支援」については、利用人数の見込量について、本計画における成果目標を踏まえて算出しています。

## （3）居住系サービスの見込量と確保方策

### ■サービスの内容

| サービス名               | 内容   |
|---------------------|--|
| 自立生活援助              | 円滑な地域生活に向けて、共同生活援助(グループホーム)や施設入所支援を利用していた人を対象とした定期的な巡回訪問や随時の対応による相談・助言等。 |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | グループホームで夜間に行われる相談や入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の援助。                                 |
| 施設入所支援              | 施設に入所している人に対して、夜間に行われる入浴、排せつ、食事の介護。                                      |

### ■サービスの利用見込量

| サービス名               | 単位  | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|---------------------|-----|------|------|------|------|-------|-------|
| 自立生活援助              | 人/月 | 0    | 0    | 1    | 1    | 1     | 2     |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 人/月 | 35   | 35   | 37   | 37   | 40    | 40    |
| 施設入所支援              | 人/月 | 13   | 12   | 12   | 12   | 11    | 11    |

### ■確保方策

- 「自立生活援助」は、利用人数の見込みについては、第6期計画期間中の地域生活移行者数を踏まえ、利用ニーズが生じた場合には、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。
- 「共同生活援助」は、地域生活への移行をめざす中において重要な居住拠点であり、今後も一定の伸びが考えられ、見込量の増加を見込むとともに、そのニーズに対応するため、住まいの場の確保に努めます。
- 「施設入所支援」については、本計画における成果目標の達成を踏まえて算出しています。

## (4) 相談支援の見込量と確保方策

### ■サービスの内容

| サービス名  | 内容   |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のための、サービス等利用計画の作成。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行う。                    |
| 地域移行支援 | 障がい者支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う。 |
| 地域定着支援 | 地域生活へ移行した後の地域への定着、現に地域で生活している障がいのある人がそのまま住み慣れた地域で生活できるように、連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。  |

### ■サービスの利用見込量

| サービス名  | 単位  | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|--------|-----|------|------|------|------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人/月 | 22   | 23   | 24   | 25   | 26    | 27    |
| 地域移行支援 | 人/月 | 0    | 0    | 1    | 1    | 1     | 2     |
| 地域定着支援 | 人/月 | 0    | 0    | 1    | 1    | 1     | 2     |

#### ■確保方策

- 「計画相談支援」については、第6期計画期間中の利用実績と本町の動向を踏まえ、今後増加するものとして、実績の伸びを考慮し、利用人数と利用時間の見込みを算出しています。
- 「地域移行支援」と「地域定着支援」については、第6期計画期間中の利用実績を踏まえ、本計画における成果目標の達成を考慮し、算出しています。

### 3. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

令和6年度から令和11年度までの各年度における地域生活支援事業の必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

#### (1) 必須事業の見込量と確保方策

##### ① 理解促進研修・啓発事業理解促進研修・啓発事業

#### ■サービスの内容

| サービス名       | 内容  |
|-------------|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行う。 |

#### ■サービスの利用見込量

| サービス名       | 単位    | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施の有無 | 有    | 有    | 有    | 有    | 有     | 有     |

#### ■確保方策

- 「障がいのある人への正しい理解を促進するとともに、日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去をめざし、交流活動・啓発活動の充実に努めます。
- 障がい者ふれあい運動会・地域交流活動（イナワイ）等、障がいのある人への理解と認識が深まる取り組みを、本計画期間でも継続して推進していきます。

##### ② 自発的活動支援事業

#### ■サービスの内容

| サービス名     | 内容  |
|-----------|---|
| 自発的活動支援事業 | 障がいのある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援する。 |

### ■サービスの利用見込量

| サービス名     | 単位    | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 自発的活動支援事業 | 実施の有無 | 有    | 有    | 有    | 有    | 有     | 有     |

### ■確保方策

- 障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる共生社会を実現するため、町内の障がいのある人や家族が行う訓練やスポーツ、イベント等の自発的活動の支援として、実施の有無を設定します。

## ③相談支援事業

### ■サービスの内容

| サービス名             | 内容   |
|-------------------|--|
| 障害者相談支援事業         | 障がいのある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行う。                           |
| 基幹相談支援センター        | 総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業所では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担う。   |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施する。 |
| 住宅入居等支援事業         | 一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障がいのある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行う。  |

### ■サービスの利用見込量

| サービス名             | 単位    | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 障害者相談支援事業         | か所    | 2    | 2    | 2    | 2    | 2     | 2     |
| 基幹相談支援センター        | 実施の有無 | 無    | 無    | 有    | 有    | 有     | 有     |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 実施の有無 | 有    | 有    | 有    | 有    | 有     | 有     |
| 住宅入居等支援事業         | 実施の有無 | 無    | 無    | 無    | 無    | 無     | 有     |

■確保方策

- 障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、継続して障害者相談支援事業を実施します。
- 基幹相談支援センターについても引き続き立ち上げに向けて検討を進めるとともに、地域生活への移行・定着に向けた取り組みを充実させ、専門職員の配置や相談支援事業者への専門的な指導の支援をめざします。
- 地域生活への移行・定着をめざし、住宅入居等支援事業の実施の有無を設定します。

#### ④ 成年後見制度利用支援事業

■サービスの内容

| サービス名        | 内容   |
|--------------|--|
| 成年後見制度利用支援事業 | 障がい福祉サービスを利用しようとする障がいのある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。 |

■サービスの利用見込量

| サービス名        | 単位  | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|--------------|-----|------|------|------|------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 件/年 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |

■確保方策

- 高齢者施策における成年後見制度の利用支援と連携し、成年後見制度の利用が必要な障がいのある人に対し、引き続き必要な支援を行います。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

■サービスの内容

| サービス名          | 内容   |
|----------------|--|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う。 |

■サービスの利用見込量

| サービス名          | 単位    | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|----------------|-------|------|------|------|------|-------|-------|
| 成年後見制度法人後見支援事業 | 実施の有無 | 無    | 無    | 無    | 無    | 無     | 有     |

■確保方策

- 法人後見実施のための研修や、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援等、法人後見の適正な活動のための支援のあり方について検討を進めていきます。

## ⑥意思疎通支援事業

■サービスの内容

| サービス名           | 内容  |
|-----------------|---|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人、または聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する。 |
| 手話通訳者設置事業       | 聴覚や音声・言語機能に障がいのある人とのコミュニケーションを支援するため、手話通訳技能を有する者を役場等に設置する。                        |

■サービスの利用見込量

| サービス名           | 単位           | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-----------------|--------------|------|------|------|------|-------|-------|
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 | 件/年          | 160  | 160  | 170  | 170  | 170   | 180   |
| 手話通訳者設置事業       | 人/年<br>(登録者) | 0    | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |

■確保方策

- 障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の提供の一端を担うものとして、意思疎通支援事業の役割は今後ますます大きくなると考えられることから、引き続き関連機関と連携を進め、手話通訳者や要約筆記者の養成等に関する各種研修の受講を促進し、人材の育成・確保に努めます。

## ⑦日常生活用具給付等事業

■サービスの内容

| サービス名     | 内容                        |
|-----------|---------------------------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等  |
| 自立生活支援用具  | 入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等 |



| サービス名             | 内容                                    |
|-------------------|---------------------------------------|
| 在宅療養等支援用具         | 透析液加温器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等               |
| 情報・意思疎通支援用具       | 点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等                |
| 排泄管理支援用具          | ストマ装具、紙おむつ等、収尿器                       |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの |

#### ■サービスの利用見込量

| サービス名             | 単位  | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------------|-----|------|------|------|------|-------|-------|
| 介護・訓練支援用具         | 件/年 | 3    | 3    | 4    | 4    | 5     | 5     |
| 自立生活支援用具          | 件/年 | 3    | 3    | 4    | 4    | 5     | 5     |
| 在宅療養等支援用具         | 件/年 | 6    | 6    | 7    | 7    | 8     | 8     |
| 情報・意思疎通支援用具       | 件/年 | 4    | 4    | 5    | 5    | 6     | 6     |
| 排泄管理支援用具          | 件/年 | 730  | 750  | 770  | 790  | 810   | 830   |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 件/年 | 2    | 2    | 2    | 2    | 2     | 2     |

#### ■確保方策

- 障がいのある人の在宅生活を支援するためにも、必要な日常生活用具の給付・貸与を引き続き実施します。障がいの特性に合わせた適切な用具の給付に努めます。

### ⑧手話奉仕員養成研修事業

#### ■サービスの内容

| サービス名       | 内容  |
|-------------|---|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚に障がいのある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う。 |

### ■サービスの利用見込量

| サービス名       | 単位         | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|-------------|------------|------|------|------|------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 人<br>(登録者) | 0    | 0    | 1    | 1    | 1     | 2     |

### ■確保方策

- 障がいのある人との交流活動促進を図るため、手話奉仕員の養成研修を実施します。

## ⑨移動支援事業

### ■サービスの内容

| サービス名  | 内容                              |
|--------|---------------------------------|
| 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある人に、外出のための支援を行う。 |

### ■サービスの利用見込量

| サービス名  | 単位   | 令和6年  | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 時間/年 | 5,500 | 5,700 | 5,900 | 6,100 | 6,300 | 6,500 |
|        | 人/年  | 50    | 51    | 52    | 53    | 54    | 55    |

### ■確保方策

- 移動支援事業として、地域における自立した生活や社会参加の促進のため、屋外での移動が困難な障がいのある人に対し、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際の支援を実施します。
- 移動支援事業はニーズがあり、増加するニーズに対応したサービス提供量の確保に努め、多様なニーズに応じることのできるサービス体系の整備を進めます。

## ⑩地域活動支援センター事業

### ■サービスの内容

| サービス名        | 内容  |
|--------------|---|
| 地域活動支援センター事業 | 主に精神に障がいのある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行う。 |

### ■サービスの利用見込量

| サービス名              | 単位  | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|--------------------|-----|------|------|------|------|-------|-------|
| 地域活動支援センター事業(町内)   | か所  | 1    | 1    | 1    | 1    | 1     | 1     |
|                    | 人/年 | 20   | 20   | 20   | 20   | 20    | 20    |
| 地域活動支援センター事業(他市町村) | か所  | 4    | 4    | 4    | 4    | 4     | 4     |
|                    | 人/年 | 4    | 4    | 4    | 4    | 4     | 4     |

### ■確保方策

- 地域活動支援センターでは、障がいの特性に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供のほか、社会との交流促進等の支援が様々な形でされており、障がいのある人の身近な社会参加の場として重要であることから、継続して、その運営を支援していきます。

## (2) 任意事業の見込量と確保方策

### ①訪問入浴サービス事業

#### ■サービスの内容

| サービス名      | 内容  |
|------------|---|
| 訪問入浴サービス事業 | 訪問によらなければ入浴が困難な重度身体障がい者(児)を対象に、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスを提供することにより、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。 |

### ■サービスの利用見込量

| サービス名      | 単位  | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 |
|------------|-----|------|------|------|------|-------|-------|
| 訪問入浴サービス事業 | か所  | 3    | 3    | 3    | 3    | 3     | 3     |
|            | 人/年 | 3    | 3    | 3    | 4    | 4     | 4     |

### ■確保方策

- 障がいのある人の地域における生活を支援するため、町内のニーズの把握に努め、サービスの提供を検討します。

## ② 日中一時支援事業

### ■ サービスの内容

| サービス名    | 内容   |
|----------|--|
| 日中一時支援事業 | 障がいのある人の日中における活動の場を一時的に確保することにより日常生活を支援する。 |

### ■ サービスの利用見込量

| サービス名    | 単位   | 令和6年  | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|----------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 日中一時支援事業 | 人/年  | 43    | 43    | 43    | 44    | 44    | 44    |
|          | 時間/年 | 7,000 | 7,000 | 7,000 | 7,500 | 7,500 | 7,500 |

### ■ 確保方策

- 第5期計画期間中の利用人数は若干、減少していますが、利用人数は維持する考えサービス量を見込みます。日数は増えており、利用可能な事業所のさらなる拡大に努めます。

# 第6章 障がい児福祉計画

## 1. 令和8・11年度の数値目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### 国の基本指針

| 令和8年度末における目標値  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童発達支援センターを1か所以上設置（ただし、圏域での設置でも差し支えない）</li> <li>● 障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進体制の構築</li> <li>● 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を少なくとも1か所以上確保</li> <li>● 医療的ケア児支援のための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける</li> <li>● 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</li> </ul> |

#### 町の目標設定の考え方

- ◆ 児童発達支援センターでは、児童発達支援を行う事業所のうち、児童発達支援に加え保育所等訪問支援等の地域支援を行う障がい児支援の中核的な施設となるため、本町では今後、利用しやすい環境整備に努め、令和11年度までに1か所を整備することめざします。
- ◆ 障がい児の地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進体制の構築のため、保育所等訪問支援の促進を図ります。
- ◆ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所については、現在町内に対応する事業所が整備されていません。そのため、令和11年度末までに町内で各1か所整備することを目標とし、ニーズに対応したサービスの充実に取り組みます。
- ◆ 医療的ケア児支援の協議の場を設けることについては、地域で適切な支援を受けられるよう、令和元年度末までに保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することが求められています。本町では、自立支援協議会の教育支援部会が同様の機能を有しているため、その活用を図ります。

| 指標  | 令和8年度末における目標値 | 令和11年度末における目標値 |
|---|---------------|----------------|
| 児童発達支援センターの設置か所数(か所)  | 0             | 1              |
| 保育所等訪問支援事業を利用できる体制の構築                                       | 構築            | 構築             |
| 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所・居宅訪問型児童発達支援事業所の確保(か所) | 0             | 1              |
| 関係機関による連携・協議の場の設置(設置の有無)                                    | 設置済           | 設置済            |
| 主に医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の整備                                   | 0             | 1              |

| 指標                        | 令和8年度末<br>における目標値 | 令和11年度末<br>における目標値 |
|---------------------------|-------------------|--------------------|
| 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置(人) | 1                 | 1                  |

## 2. 障がい児を対象としたサービスの見込量と確保方策

障がいのある子どもが、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和11年度までの各年度における児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

### (1) 障害児通所支援の見込量と確保方策

#### ■サービスの内容

| サービス名                             | 内容   |
|-----------------------------------|--|
| 児童発達支援                            | 未就学の障がいのある児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。  |
| 放課後等デイサービス                        | 就学中の障がいのある児童に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行う。   |
| 保育所等訪問支援                          | 保育所等を現在利用中の障がいのある児童(今後利用予定も含む)が、保育所等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。 |
| 居宅訪問型児童発達支援                       | 重症心身障がい等の重度の障がいのある児童等であって、外出することが著しく困難な障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。                             |
| 医療型児童発達支援                         | 未就学の障がいのある児童に児童発達支援及び治療を行う。  |
| 障害児相談支援                           | 上記のサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行う。                                   |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児(医療的ケア児)が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。                    |

## ■サービスの利用見込量

| サービス名                             | 単位   | 令和6年  | 令和7年  | 令和8年  | 令和9年  | 令和10年 | 令和11年 |
|-----------------------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援                            | 人日/月 | 350   | 400   | 450   | 500   | 550   | 600   |
|                                   | 人/月  | 35    | 40    | 45    | 50    | 55    | 60    |
| 放課後等デイサービス                        | 人日/月 | 1,300 | 1,400 | 1,500 | 1,600 | 1,700 | 1,800 |
|                                   | 人/月  | 130   | 140   | 150   | 160   | 170   | 180   |
| 保育所等訪問支援                          | 人日/月 | 2     | 2     | 3     | 3     | 4     | 4     |
|                                   | 人/月  | 2     | 2     | 3     | 3     | 4     | 4     |
| 居宅訪問型児童発達支援                       | 人日/月 | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |
|                                   | 人/月  | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 医療型児童発達支援                         | 人日/月 | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
|                                   | 人/月  | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 障害児相談支援                           | 人/月  | 10    | 12    | 14    | 16    | 18    | 20    |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | 配置人数 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

※時間/月…そのサービスを利用した時間の1か月あたりの合計のこと。

仮に毎日1時間ずつ3人が、22日間利用した場合の総数は、66時間/月となります。

※人日/月…そのサービスの1か月あたりの延べ提供日数のこと。

仮に毎日3人が、22日間利用した場合の総数は、66人日/月となります。

※人/月…そのサービスの1か月あたりの実利用人数のこと。

仮に1か月の間に3人が利用した場合の総数は、3人/月となります。

## ■確保方策

- 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「障害児相談支援」については、第6期計画期間中の利用実績と本町の動向を踏まえ、今後増加するものとして、利用人数の見込みを算出しています。
- 「保育所等訪問支援」については、第6期計画期間中の利用実績まだわずかですが、今後増加するものとして、利用人数と利用時間の見込みを算出しています。
- 「居宅訪問型児童発達支援」については、サービスの対象となる方が限定的であることを踏まえ、見込量設定しており、今後町内で提供する環境づくりに努めます。
- 「医療型児童発達支援」については、第6期計画期間中の利用実績がないことから見込量を0としていますが、利用ニーズが生じた場合には、提供する環境づくりに努めます。